

令和5年第1回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

令和5年3月17日（金曜日）

議事日程第6号

令和5年3月17日（金曜日）

〈午前10時00分開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第13号から同第17号まで及び陳情第11号
- 日程第4 議案第18号から同第21号まで及び同第26号
- 日程第5 議案第22号から同第24号まで
- 日程第6 議案第25号
- 日程第7 議案第2号から同第12号まで
- 日程第8 議案第27号
- 日程第9 議案第28号
- 日程第10 議案第29号から同第31号まで
- 日程第11 議案第32号から同第50号まで
- 日程第12 議案第51号
- 日程第13 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第13号から同第17号まで及び陳情第11号
- 日程第4 議案第18号から同第21号まで及び同第26号
- 日程第5 議案第22号から同第24号まで
- 日程第6 議案第25号
- 日程第7 議案第2号から同第12号まで
- 日程第8 議案第27号
- 日程第9 議案第28号
- 日程第10 議案第29号から同第31号まで
- 日程第11 議案第32号から同第50号まで
- 日程第12 議案第51号
- 日程第13 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山人	美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君
7番	田原	洋子君	8番	渡辺	栄一君
9番	加藤	康太郎君	10番	東野	恭行君
11番	保坂	悟君	12番	田中	立一君
13番	和泉	克彦君	14番	宮島	宏君
15番	中村	実君	16番	近藤	新二君
17番	古畑	浩一君	18番	田原	実君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田	徹君	副市長	井川	賢一君
総務部長	渡辺	孝志君	市民部長	小林	正広君
産業部長	大嶋	利幸君	総務課長	渡辺	忍君
建設課長兼務	中村	淳一君	財政課長	山口	和美君
企画定住課長	高野	一夫君	青海事務所長	猪股	和之君
能生事務所長	川合	三喜八君	環境生活課長	猪又	悦朗君
市民課長	磯貝	恭子君	健康増進課長	池田	隆君
福祉事務所長	大西	学君	農林水産課長	木島	美和子君
商工観光課長	古平	明君	都市政策課長	五十嵐	博文君
建設課長補佐	嵐口	守君	ガス水道局長	樋口	昭人君
会計管理者	竹田	健一君	教育長	鶴本	修一君
会計課長兼務	磯野	豊君	教育委員会こども課長	嶋田	猛君
消防長	小野	聡君	教育委員会生涯学習課長	穂苅	真君
教育次長	山本	喜八郎君	中央公民館長兼務		
教育委員会こども教育課長			市民図書館長兼務		
教育委員会文化振興課長					
歴史民俗資料館長兼務			監査委員事務局長	山川	直樹君
長者ヶ原考古館長兼務					
市民会館長兼務					

〈事務局出席職員〉

局 長 松 木 靖 君 次 長 松 村 伸 一 君  
係 長 水 島 誠 仁 君

〈午前10時00分開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、9番、加藤康太郎議員、18番、田原 実議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

おはようございます。

3月16日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果につきましてご報告いたします。

まず、本日提出されました追加議案についてご説明いたします。

議案第51号、令和4年度一般会計補正予算（第10号）につきましては、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただくことで委員会の意見の一致を見ております。

次に、委員長報告につきましては、総務文教常任委員長から休会中の所管事項調査についての経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項とすることとしております。

次に、議会運営については、閉会中の継続審査の在り方について、委員会委員の2年任期を迎え、この4月、5月は、これまで常任委員会の活動が活発に行われてきませんでした。議会の権能として委員会における調査は大変重要であり、各常任委員会の委員長の判断により、この間にお

いても所管事項を行っていくことを確認いたしました。

次に、議場におけるマスクの着用については、国の示す方針のとおり、本日から各議員個々の判断によることとしております。

また、設置してあるアクリル板につきましては、設置の仕様を確認する必要があることから、6月定例会に向けて取り外すこととしております。

このほか、本会議に対する説明員につきましては、6月定例会以降は、特に感染拡大の問題がない限り、全課長が出席するよう通常に戻すこととしております。

ほかにも議論が交わされておりますが、特段報告することはありません。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、3月8日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容についてご報告いたします。

調査項目は、（仮称）駅北子育て支援複合施設基本計画（修正案）について、保育所のあり方検

討の取組について、糸魚川市地区公民館管理運営委員会連合会の消費税申告漏れについてであります。

まず、（仮称）駅北子育て支援複合施設基本計画（修正案）についてであります。最初に、担当より、パブリックコメントの実施概要について、1月25日から2月23日までの30日間、地区公民館、図書館、市のホームページ等で意見を募集し、期間中、法人1件を含む24人から寄せられたものを整理・分類し、73件の意見にまとめた。施設機能の拡充と整備の追加に関する意見が最も多く、次いで多かったのが、施設整備への懸念、反対などの意見であった。その後、パブリックコメントから、計画への反映状況についての説明に移り、最後に、本日の委員会の意見を踏まえ、基本計画を今月末までに策定したいと説明がありました。

委員より、年間の利用を1万人程度と見込んでいるとのことだが、何も無いところから1万人が集えるような施設であれば、それはそれでいいと思うが、できればデザイン面で、例えば大火後の、あえて木のデザインによる、絶対に火を出さないんだというようなシンボリックなものが必要だと思うが、そのような検討の余地はあるのかとの質疑があり、担当より、建物自体が楽しくなるようなシンボリックな部分と、コストの面をトータル的に考えながら、多世代が使うというにぎやかな施設だということを意識して、この先検討を加えていきたいと答弁がありました。

委員より、子育て支援センターの相談業務や子供たちを遊ばせる空間は、一定のスペースを保ってもらいたい。費用がかかるかもしれないが、専門家の常駐も大事であるとする。最先端の取組を行い、糸魚川で子供を育てたいと思えるように結びつけてほしい。その心意気はどの程度かとの質疑があり、担当より、施設設置に関する議論の中で、子供が少ないという言葉が取り沙汰されているが、少ない人数だからこそ、未来の富を生む子供に投資するということもあるし、それ以上に子供を育てる親を守り抜くことが行政の役割だと感じている。屋内遊戯施設と支援センターの併設を予定しているが、利用者が、それを意識せずに利用できるような形で子育て支援に取り組んでいきたいと答弁がありました。

委員より、計画の平面図イメージについて基本計画作成時の想定であると記入がされているが、今後もまだ議論の余地があるということなのかとの質疑があり、担当より、この基本計画では、この施設の中に入れるもの、施設の敷地のエリアなどを確定させたいということがメインで、この中の施設の機能の役割であるとか、駐車場も台数を多くするのか、車寄せ的なものを作るのかなどは、これから調整していくところであると答弁がありました。

委員より、現在めだか園が手狭で、子育て支援も必要ということであれば、仮設でも、今すぐにもそのニーズを満たすような施策が必要なのではないかとの質疑があり、担当より、計画は3年も4年も先ということになるので、仮設的な屋内遊戯場、また子育て支援センターを併設するのがよいという部分も含めて、検討していきたいと答弁がありました。

委員より、プレイルームと子育て支援施設が2階で、下に図書・学習スペースがあるが、2階で子供たちが動き回った音や振動は、1階に影響がないものなのかとの質疑があり、担当より、図書施設については黙々と本を読むようなコーナーではなく、子育て支援という面から、飲食や会話も許容できるような方向性を求める声もあり、市もそのような観点を持っている。一方で、静粛性を求める方もいると思うので、今の図書館の利用者のニーズも酌みながら、バランス、レイアウトについては、今後、詰めていく内容であると考えていると答弁がありました。

委員より、同じような施設を幾つ造っても、誰がどうひいき目に見ても、今の駅北の商店街がにぎわっていると言えるのか。平常時、いかににぎわいがあるかということが問題であり、そのような状況が見えているのかとの質疑があり、米田市長より、非常に現状は厳しい状況だと認識しているが、我々は、以前から中心市街地の活性化に取り組んできた。このたびの駅北大火においても、被災者の方々と復旧・復興に取り組んでいる。なかなか結果は出ないかもしれないが、挑戦することが大切だと思っていると答弁がありました。

委員より、今まで建設産業常任委員会で協議してきたのは、建設位置を決定するような内容で、そこで何を造るのかは、総務文教常任委員会の所管だったはずだが、委員会に来た瞬間には、もう計画案は出来上がっていて、今回が修正案となっている。新年度の解体設計の予算を通せば、この計画を認めたことになるのかとの質疑があり、井川副市長より、この計画は、大火以降の市民会議などの議論や市民の意見を聞きながら積み上げてきたものだと思っており、そういった中で計画として提示させていただいたが、このとおりに進めていくと発言したつもりはなく、総務文教常任委員会のほうで実施設計、また運営について、しっかり議論、意見をいただき、納得した上で進めていきたいと答弁がありました。

次に、保育所のあり方検討の取組についてであります。まず担当より、今後の保育所のあり方検討の進め方について、令和5年度の予定として、先進事例等の調査研究を踏まえた研修会等の実施、園関係者や関係団体との意見交換を経て、市としての考え方の方向性を定めた上で、市議会、総務文教常任委員会に方向性を示し、議会の意見も踏まえ、令和5年度中に保育所の在り方として、適正配置、民営化に関する方針を決定したいと説明がありました。

委員より、私立のほうから、こういうふうにしたいという意見があれば、話は進めやすいのであろうが、話合いの仕組みづくりなどについて何か考えはあるのかとの質疑があり、担当より、市内には、例えば私立保育園の連盟などもあり、これまでも定期的に懇談会を開催している。体制については、私立保育園の意見も聞き取る中で、適宜進めていきたいと考えていると答弁がありました。

委員より、先生の働く環境の整備は、子供たちの安定した育ちの環境に直結すると考えている。私立の方と協議には、担当者だけではなく、市長や教育長も入り、私立の現状に理解を深めてほしいとの質疑があり、米田市長より、コロナ禍以前は、保育園の視察も実施していた。保育園の現状を考えたときに、もう待ったなしで対応しなくてはならないところに来ていると思っている。民間の考えを借りながら課題をどのように解決していくか、どのようなやり方がいいのかを踏み込んで捉え、結論をしっかり出していきたいとの答弁がありました。

次に、糸魚川市地区公民館管理運営委員会連合会の消費税申告漏れについてであります。まず担当より、地区公民館職員の人件費については、平成23年度の公民館制度の統一前までは市が直接給与等の支払いを行っていたが、糸魚川市地区公民館管理運営委員会連合会、いわゆる地区公民館の管理運営委員会の集合体を平成23年4月に設立した後は、市が連合会に人件費相当額を委託料として支出し、連合会が公民館職員等の給与等の支払いを行っていた。

なお、連合会設立及び課税の関係については、その当時、税務署と相談を行い進めていた。

市は、当初から、連合会は非営利団体であり、委託料であるが、人件費として同額が支出され、収益が一切ないことから、消費税は課税されないとの認識でいたが、今年度、令和5年からのインボイス制度に伴い税務の相談をしたところ、税務署から、市からの委託料が役務の対価と認められ

ること、当該取引が1,000万円を超えることから、納税義務があるとの見解が示され、申告漏れがあることが、令和5年3月3日に判明した。連合会としては、申告漏れを認め、過去5年間分の申告を行い、速やかに納税を行いたいと考えている。過去5年間分の概算納税額については、3月31日現在の試算では、本税、延滞税、加算税で、4,530万円となると説明がありました。

委員より、この話を聞き、大変驚いている。事前に税務署に相談した時点で、税務署から、こういうシステムの場合は消費税の納税義務があると指導があれば、長きにわたって消費税を納めないということはなかったであろうし、当初の税務署の指導も不適切と考えるが、税に詳しい人や弁護士などには相談はしたのかとの質疑があり、担当より、10年前の話であり、当時の担当者から話を聞くとともに、税法上の問題であるため、まずは糸魚川税務署に相談したが、税務署も国税局と協議した上での回答とのことであり、弁護士等とは相談はしていないと答弁がありました。

委員より、税務署との協議文書は残っていないのか。当時の記録があれば、抗弁する材料になると思う。悪意があったわけではなく、そういう指導がなかったから税金を納めなかったのであって、場合によっては裁判できちんと話し合うなど、そういう考えはないのかとの質疑があり、担当より、市にも税務署にも記録は残っておらず、当時の担当者から聴取する中では、連合会は非営利団体で収益が一切ないため課税されないという認識で税務署と話をしたということだったが、税務署は、当時、相談を受けた事実はあるが、詳細は分からず、市と税務署の見解は、少し相違しているとのことであり、税務署も、国税局に確認した上での回答であったと答弁がありました。

委員より、営利を目的としていない同様な事業の委託については、ほかの自治体の動向も気になる。納税義務を果たすのは当然だが、市民の税金の使われ方として、市民にも納得いくような形で報告を求めるとともに、委託に関しては、総ざらいでチェックが必要ではないかとの質疑があり、米田市長より、この件に関しては、放置しておいたらどんどん納める額が増えていくので、最小限に抑えられるように対応したいと考えている。ほかの組織運営体についても、ただいま調査中であると答弁がありました。

このほかにも質疑・意見がございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

おはようございます。よろしく願いいたします。

委員長報告の中の駅北子育て支援複合施設整備計画について、お聞かせいただきます。

本定例会の一般質問で、私は、駅北子育て支援複合施設整備計画について、疑問点といえますか問題点を伺っております。それは、子育て施設部分の利用者が見えないし、費用対効果も分からない。整備費約15億円、運営費年間5,000万円の根拠も費用対効果も分からない。DBO方式か指定管理かで外注することを先に決める根拠が分からないという3つでした。それには理由があ

りまして、建設産業常任委員会において、総務文教常任委員会の所管する子育て施設部分について、利用者と費用対効果、施設全体の整備費と運営費、運営方式の調査を控えたためです。

そういった経緯を踏まえての調査の結果、ようやく出されたのが、A3用紙2枚の簡単な素案でした。それで、建設産業常任委員会から総務文教常任委員会に調査を引き継いだというのが、事の次第であったわけですが、東野委員長に伺いたいことは、私が一番懸念している施設の運営方式について、施設の機能がまだ承認されていない計画の運営について、市が進めたいとしているDBO方式か指定管理とするとか、あるいは、さきの総務文教常任委員会で意見がありました市の直営とか、今回の委員会ではどのような質疑が交わされ、また意見が出されたのか伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えします。

前回の委員会、2月に行われた委員会では、方式による質問は出たんですが、今回の所管事項調査については、そのような意見・議論はありませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

基本計画をつくる予算は、建設産業常任委員会にあるが、委員会では、基本計画案が示されず、調査されず、したがって、何ら合意形成がないままにパブリックコメントに示した行政側の不手際とずさんな進め方については、副市長より謝罪がありました。会議録に残らない議会全員協議会で議員の意見を聞いたものとして、後は総務文教常任委員会で審査していただければよろしいと副市長が発言して、この事業を進めていることに疑義が生じています。その点について、委員会ではどのような質疑があったか説明をいただきたい。特に副市長が、この案件は総務文教常任委員会と議会での調査まで指示することを認めることは、私は議会の独自性を侵す越権行為ではないかと考えます。総務文教常任委員会が、そのように合意形成したのでしょうか。その点どのような質疑があったのか、ご説明をいただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えします。

まず、副市長の発言について疑義が生じているということなんですが、その点について、当委員会で話し合われたことはございません。そして、独自性を侵害するという点においても、委員会でお話し合いはありませんでした。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕



○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

これで3回目です。

重ねて伺いますけども、予算特別委員会において、副市長より、まずは計画案を総務文教常任委員会で調査していただき、その後、実施設計に移りたい。それを総務文教常任委員会で審査して進めていただきたい旨の副市長の発言があったように、私には聞こえました。まだ予算が通っていないうちから実施設計のことや議会の審査方法まで、副市長が議会、委員会の調査まで指示することを認めることについては、私は、議会の独自性を侵す越権行為ではないかと考えるところですが、総務文教常任委員会で、そう進めると決めたということで、副市長が発言したのでしょうか。その点、委員会の中でどのような質疑があったのか、ご説明をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えします。

今ほどいただいた質問のような内容で、委員会の中で議論はありませんでした。

以上です。

○18番（田原 実君）

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

公民館の関係で伺いたいんですが、指定管理委託について、税務署は課税できると言ってるのかどうか伺いたいんですけど。税金を、報告の中で言われた内容というのは、公民館の関係で指定管理とか委託とか、そういうのについて本来、税務署は課税できるんだというふうに税務署側が言ってるのかどうかというのについて伺いたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えします。

報告の中にもございましたが、税務署も、国税局に確認した上での回答であるとのことなんで、課税されるとの見解でございます。委託に対して役務が生じることから、そこに対して課税が生じるとの答えでした。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

その税務署の論法でいくと、市が委託する役務が生じるものは全て課税できるということになりますよね。そうすると相当な範囲で、今まで課税されていないものが、営利を目的とするものではなくても課税されるということになるんだけど、これまで何とも言ってこなかったのが、なぜこの時期に税務署がそういうふうに出てきたのか。税務署の考え方が変わったのか、それとも今までそういうことだったんだけど、何かの手違いで課税しなかったんだという税務署の論理なのか。その辺のところ、お分かりでしたら聞かせてもらいたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えします。

その辺の税務署の真意は、ちょっと委員会の中ではちょっと分からなかったんですけども、米田市長の答弁にもございますとおり、ほかの組織、運営体についても、ただいま調査中であるとのことなんで、そういうことでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

これは、糸魚川市だけじゃないんですよね。ほかの全国の自治体全部に関係することで、ほかでは課税してるんだけど、糸魚川市が課税してなかったということなのかどうか、この後きちんと、本来、営利を目的としているものでもない自治体が行う、そういうことについて、課税をするなんていうのは本来おかしいことだと私は思うんですね。ぜひ行政側にもきちんと対応していただきたいということを、委員会としても、この後もぜひ取り組んでいていただきたいと思います。

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第13号から同第17号まで及び陳情第11号

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、議案第13号から同第17号まで及び陳情第11号を一括議題といたします。

本案については、休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会初日に、当委員会に付託となりました関係部分及び昨年の第6回定例会で付託となりました陳情第11号につきましては、3月8日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決であり、陳情第11号については不採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告をいたします。

議案第15号、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員より、この条例の制定によって、市内で大きく変わる点について質疑があり、担当課より、児童の安全をより確実なものとするために、各園において安全計画の策定と職員に改めて周知等を実施していく点、また、園児の送迎バスに安全装置の設置が義務づけられ、設置を進めていくことで、園児の置き去りなどの事故を防げる点であると答弁がありました。

次に、議案第17号、辺地に係る総合整備計画の変更については、委員より、法律上の用語を踏襲する必要がなければ、辺地に関する表現は一考いただきたいという質疑に対し、担当より、総合整備計画書は、国の指定する様式に基づいて作成しているが、市としては、自然や地質、地域資源に恵まれた地域と捉えており、計画書もそういう表現で作成していると答弁がありました。

次に、陳情第11号の民主主義の根幹である法の下での平等を守るための陳情につきましては、陳情内容が、地方議会が判断するような内容ではないなどの意見があり、起立採決を行い、不採択となりました。

このほかにも質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第13号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、糸魚川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第11号、民主主義の根幹である法の下での平等を守るための陳情についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立ゼロであります。

よって、本陳情は不採択とすることに決しました。

日程第4．議案第18号から同第21号まで及び同第26号

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第18号から同第21号まで及び同第26号までを一括議題といたします。

本案については、休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

おはようございます。

本定例会初日に、当委員会に付託となりました関係部分については、3月6日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第18号、糸魚川市白馬山麓国民休養地条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、電動アシスト付マウンテンバイク2台をこの春に高浪の池に配備する予定で、使用料の設定のために所要の改正を行いたいと説明があり、委員より、購入したマウンテンバイクの単価は幾らか。また、サイクリングロードの整備や危険な場所へ行かないための看板設置についての考えはあるかと質疑があり、担当課より、1台当たり46万円で購入。一部斜面が急なところもあり、そういうところはバイクを降りて、押して進めていただくなど、注意喚起はさせていただきたいと答弁があり、また、米田市長より、マウンテンバイクのコース自体が非常に急峻な場所で、安全には十分気をつけてご利用いただきたいと思います。しかし、ハードコースが、少しレベルの高い方々にとっては好まれるのではないかと思うと答弁がありました。

そのほか、委員より、スキー場でもコースを外れて大きな事故が発生しているの、よほど危ないところはしっかりと周知や対策をぜひ願います。また、高浪の池キャンプ場の料金はかなり安いと思う。高浪の池に近い不動滝は無料としている。料金の設定は、利用者の状況を見て、あまりにも混むようなら少し上げる考えでやってもらいたいと意見が出されました。

議案第26号、令和4年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第3号）では、担当課より、補正予算実施計画にて、前年度からの繰越工事などにより固定資産除却費と減価償却費を増額し、支出で増えた固定資産除却費及び減価償却費の財源である長期前受金を330万円追加するとの説明があり、委員より、繰越工事の内容について質疑があり、担当課より、具体的には市振簡易水道の取水ポンプ更新工事と能生谷簡易水道の流量計更新工事の2本であると答弁がありました。

ほかの議案でも若干の質疑がありましたが、特に報告する事項はございません。

以上で、当委員会に付託となりました関係部分についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただ今のところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第18号、糸魚川市白馬山麓国民休養地条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、市の区域内に新たに生じた土地の確認についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号、字の変更についてを採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号、令和4年度糸魚川市簡易水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5．議案第22号から同第24号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第22号から同第24号までを一括議題といたします。

本案については、休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました本案については、3月7日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第22号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、国民健康保険事業特別会計の令和4年度末決算繰越金が6億円を超える見込みとなり、さらに基金が2億円あることから、被保険者の負担軽減を図るため、保険税率の引下げを行うという方針について、12月議会における当委員会で説明があり、今回、条例の改正案が提案されたものである。

主な改正内容は、医療分・支援分の所得割の税率の引下げと均等割・平等割の税額の減額、介護分の均等割の税額の減額、特定世帯及び特定継続世帯における平等割額の減額、減額措置を講ずる世帯における軽減額の減額、未就学児の均等割額の軽減額の減額であり、施行日は、令和5年4月1日とし、令和5年度分の国民健康保険税から適用するものであるという説明がありました。

委員より、国民健康保険税を引き下げることによって、新潟県内の自治体の中でどのぐらいのレベルになるかという質疑に、令和4年度の当初賦課の状況から、1人当たりの保険税額が9万334円で、県内30市町村中、上から22番目である。改定後、同じ条件で算定をすると、令和5年度は1人当たりの保険税額が8万4,896円ということで5,438円ほど減額になる。順位は22位よりも低くなるかとは思いますが、県内もそれぞれ保険税率を引き下げるところもあるかと思われ、状況はまだ見えないという答弁でした。

基金については、今2億円を積み立てており、来年度さらに当初予算で2億円積み立て、合計4億円の基金となる予定であり、今回引き下げることによって基金の取り崩し等はない。3年後に見直しをする予定だが、本来の税率に戻すように引き上げていくことも考えられるので、そのときに基金を活用しながら引上げを行いたいと考えていると説明がありました。

そのほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

議案第23号、糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、改正の理由は、健康保険法施行令の改正に伴い、被保険者に対する出産育児一時金の支給額の改定を行いたいため、所要の改正を行うものであり、改正内容は、出産育児一時金を40万8,000円から48万8,000円に引き上げるものであるとの説明に対し、質疑はありませんでした。

議案第24号、糸魚川市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、医師養成資金は、大学で医学を専攻し、卒業後、市内の病院に医師として勤務する意思のある方に修学資金を貸与する制度である。

資金の貸与を取り消された場合や市内の病院で勤務しない場合は、貸与を受けた修学資金を返還することになる。現在定めている24か月以内の一括返還を基本とすることに変更はないが、貸与を受けた方に特別な事情があると認められる場合に、返還方法の変更が行われるよう所要の改正を行いたいという説明がありました。

委員より、この医師養成資金の貸与を受けた方で、これに該当する方がいるか、返還について相談があったかという質疑があり、現在貸与している、または貸与を受けた方の中で、これから返還の義務が生じる方は、今年度貸与辞退、または取り消された方が2名いるので、来年度以降、返還の義務が生じる方は2名いる。今規定している24か月以内の一括返済という基本は変更なく、例えば医師の免許を取れなかったであるとか、本人または保証人が病気をされた場合など、貸与を受けた方の状況をお聞きして、状況に応じて対応していきたいと考えている。また、返還の義務が生じたときに分割等の相談を受けた例は、過去に1件あったという答弁がありました。

この医師養成資金貸与条例をつくってから、大分年数がたつ。今回の産科医師の点もあり、医師を確保するためにどうするのかと考えた場合、いろいろ方法があると思うが、この貸与条例を改革することについての質疑があり、平成30年の貸与から借り手がない状況であるが、今年度2名の方からの問合せがあった。県内の自治体の貸与条例を比較しても、糸魚川は今でも条件的には優れている内容だと理解しているが、もっと改善する部分がないか検討した上で、もっと利用していただき、医師が育つような政策について検討する必要があると認識をしているという答弁がありました。米田市長からは、ただ医師になるための資金を貸与するだけではなく、やはりそこで勤めて、働きたいという環境も大事なので、糸魚川総合病院と連携し、研修医として働きたいと思われる環



境をつくりながら、そういう支援をして成り立つ事業であり、ただ単に金だけ貸しますよでは、学生が集まらないと捉えているという説明がありました。

そのほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛します。

以上、当委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第22号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号、糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号、糸魚川市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．議案第25号

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第25号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。本案については、休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会初日に当委員会に分割付託となりました議案第25号については、3月8日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、報告いたします。

総務課関係部分では、委員より、退職手当の増額について、今年度末で退職する職員が新たに4名増えたとのことだが、急な話だったのか、年齢の状況は、職員の負担が重くなるが問題はないのかとの質疑があり、担当課より、昨年12月定例会において退職手当の補正を計上したが、それ以降に30代前半から50代後半の4名の職員から退職の申出があった。職員が減少する一方で、受験者も減少しており、採用も思うとおりにできていない状況である。職員への負担も大きくなるが、職場の中で協力しながら対応し、職員の採用も増やす方向で考えていると答弁があり、これを受け、委員より、市職員だけでなく、一般企業でも若者の離職率が上がってきている。離職理由を分析し、改善できる点は改善していかないと、来年度以降の人員計画にも影響が出てくるが、検討は進めているのかとの質疑があり、担当課より、定員管理計画を立てているが、離職理由も検討し、次年度以降に生かしていきたいと答弁がありました。

財政課関係では、委員より、駅北大火に寄せられた義援金の配分金の残金について、基金に繰り入れるべきものなのか、使途はどのようなものかとの質疑があり、担当課より、糸魚川市災害義援金配分委員会の決定をもって、駅北大火のほうへ積み立てることとなった。駅北大火復旧・復興基金については、被災者支援及び復旧・復興に要する費用に充てるということになっており、その目的に沿ったものに使っていくと答弁がありました。

こども課、こども教育課、生涯学習課、文化振興課関係では、委員より、市営保育所職員の人件費が減額となっているが、保育士が集まらない状況についてどのように考えているのかとの質疑があり、担当課より、保育士の人員配置の基準は満たしているが、より支援が必要な園児に当たる保育士など、加配の職員等をなかなか確保できなかった状況であり、特に令和3年頃から、ハローワークを通じて募集をかけても、応募者が激減している状況であるという答弁に対し、委員より、正職員と会計年度任用職員の賃金の差はどうなっているのか。会計年度任用職員と正職員の差があり過ぎ、保育士が嫌気を差して途中で辞めたり応募がないという状況なのではないかと質疑があり、担当課より、令和4年3月末現在で、正職員の平均給料の月額が約28万6,000円、フルタイム勤務の会計年度任用職員の平均給料の月額は約18万4,000円となっており、その格差は認識している。昨年、国の制度を使いながら、会計年度任用職員の3%の待遇改善を実施したが、さらに今後も国の動向を踏まえながら、待遇改善の検討を進めるとともに、園内の業務改善も併せて

取り組んでいきたいと答弁がありました。

このほかにも質疑等がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第25号については、3月6日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、報告いたします。

商工観光課関係では、担当課より、マリンドリーム能生周辺整備計画策定業務委託は、関係者や地元との協議・調整に不測の事態を要したため、繰越しとしたい。また、高浪の池サイクリングロード整備工事は、総延長882メートル、雪解け後に工事を再開し、夏休み前には供用開始を予定。高浪の池ウッドデッキ整備工事は、高原交流センターの食堂のテラスにウッドデッキを設置すると説明があり、委員より、高浪の池サイクリングロードのコンクリート舗装について、湿ったところにはコケが生えやすいので、舗装工事のときに滑り防止などを施す考えはあるかと質疑があり、担当課より、急なところやコケなどが発生しやすいところについては、対策を検討してまいりたいと答弁がありました。

農林水産関係では、担当課より、農業用施設整備事業は、国の補正予算に伴う農道改良工事費の補正。県営中山間地域総合農地防災事業は、国の補正予算に伴う市負担金の補正。繰越し明許費の補正のうち、農林水産課の関係部分は、農業費の稲作振興事業（新型コロナ対応）から、林業費の林道施設保全対策事業までの13事業と農林水産業施設災害復旧費の5事業。国の第2次補正予算に伴う対応や事業の進捗状況等により、繰越し対応したいと説明があり、委員より、災害復旧繰越は、繰越しすると繰越し期間はいつ頃までか、農作業が始まるまでには完了させるかと質疑があり、担当課より、今年度の営農に間に合わせるもの、5月末までに終わらせるもの、3月までかかるものもある。地元と調整しながら期間を適切に設定したい。小さいものはすぐに復旧する予定にしているが、大きなものは今年の営農を確保し、秋に工事を行う場合もあると答弁がありました。

建設課・青海事務所関係では、担当課より融雪施設整備事業は、国の補正予算に伴い、有利な財源を活用し、令和5年度事業の前倒しを行いたい。過年公共土木施設災害復旧事業は、来海沢地滑り災害の発生土の最終処分について、仮置き場にある土砂の乾燥が進まないことから、全量搬出できなかつた県事業の繰越しに伴うもの。融雪施設修繕事業は、消雪パイプの制御盤更新工事で資材調達に時間を要するため、繰越しとしたいと説明があり、委員より、来海沢の土砂で搬出できなかった数量は幾らか、また梅雨に入ってくるとまた水を含んでしまう。夏を越して、完全に水分が抜けた状態で搬出できればいいが、中途半端な状況で土砂を入れないよう県に話してもらいたいと対応に対する質疑があり、担当課より、全体の量が1万8,000立方メートルで、7,000立方メー

トルを搬出した残り1万1,000立方メートルを繰越しで対応したい。盛り土工事は、地中に浸透した水を排出させるための措置や地滑りの解析を含めて、検討して今回進めている。熱海の事例もあり、一番気にしなければいけないことだと思う。計画の段階、実施の段階で、さらに安全な形で盛り土し、安定できる形を取るよう県とも情報交換をして対応したいと答弁がありました。

委員より、融雪施設で、場所によっては水が常時出せない、水量が少ないところがある。それについて見直しはするのかと質疑があり、担当課より、状態がよくない場所は、井戸の中にカメラを入れたり、揚水管の状況を把握し、ストレーナーがさびついているところは洗浄し、揚水試験をして、どのぐらいの水が出せるのか、再度確認して散水していると答弁がありました。

委員より、除雪機について、ロシアのウクライナ侵攻などによって部品等、また機械自体も入ってこないと地元の機械屋さんに聞いた。今後、小型の除雪機や大型機械の発注等は大丈夫なのかと質疑があり、担当課より、小型除雪機については、11月末に当初予定していた7台は、実際に納品されている。大型除雪機械は、今年度3台購入予定で、1台は納品が間に合わず、6月補正で翌年度へ繰越しを行った。残りの2台については、2月末に納入されていると答弁がありました。

都市政策関係では、担当課より、高速バス確保対策事業（新型コロナ対応）は、運送収入が減少している新潟糸魚川線の運行を維持・確保していくため、必要となる経費の一部を支援する。補正額は、新型コロナウイルスの影響分と見られる年間の営業損益から、国の補助金及び当市からの燃料高騰分の支援額を差し引いた額に対し、補助率4分の3で算定。補助金は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源とする予定と説明があり、委員より、今年の1月29日の雪の中で、新潟まで高速バスを利用した。JRは止まっていたが、高速バスが動いているということで、本当に大事な交通手段ということで維持してもらいたいと意見がありました。

このほかにも質疑・意見等ございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第25号については、3月7日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

環境生活課関係では、担当課より、4款2項3目、斎場費の1、斎場管理運営費は、エネルギー価格の高騰に伴い、指定管理者から基本協定及び仕様書の定めによって変更協議の申出があり、協議の結果、燃料費等の不足分400万円を追加補正したいという説明に、質疑はありませんでした。

福祉事務所関係では、担当課より、3款1項1目、社会福祉総務費、74、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業は、住民税非課税世帯等1世帯当たり10万円を給付する事業であり、令和3年度予算から繰り越しをした5,000万円、また、昨年9月に補正をした3,060万円の計

8,060万円に対し、5,950万円を給付し、12月末で受付を終了した。この事業は、全額国の補助金が充てられるため、予算残となった211件分、2,110万円を歳出歳入とも、減額補正したいものである。

給付金については、個人通知のほか、広報おしらせばん、ホームページ等により周知を図っており、期限までに手続がなかった方については、子供の扶養になっているなどの理由から、辞退されたものと判断している。この事業は、令和3年、令和4年の2か年の事業であり、総案内した件数が4,473件に対し、給付は4,174件となり、給付率は93%であった。

歳入、21款4項3目2節、民生費雑入の補正は、駅北大火に係る災害義援金の配分残金の一般会計への繰入れ、義援金配分委員会の配分計画に基づき、8期に分けて行ってきたが、今年度末が申請期限の本町通り商店街振興組合への配分をもって完了することから、配分残金を駅北大火復旧・復興基金へ積み立てるために繰入れするものである。

なお、義援金の総額8億1,980万6,572円に対し、配分額は6億6,530万5,919円で、配分残額1億5,450万653円となるという説明がありました。

委員より若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議案第25号のうち、当委員会に分割付託となりました部分についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長に対する質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

利根川 正議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

利根川議員。〔1番 利根川 正君登壇〕

○1番（利根川 正君）

みらい創造クラブ、利根川 正です。

議案第25号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）に対して、賛成の立場で申し上げます。

評価している事業など、若干の意味を加えて発言いたします。

農林水産関係では、歳出6款、農林水産事業の中で、12、県営中山間地域農業農村総合整備事業負担金で、5地域992万2,000円。21、農業利水施設点検調査計画事業で、1地域242万円。これは、県営ため池耐震化整備事業負担金で、ため池の調査による危険度の把握、それに伴い修繕する必要があるか判断するものを、近年、地震による影響のため、ため池が崩れ、その下に民家があるなど、危険のため調査実施が望まれます。

次に、37、農業用施設整備事業道路改良工事で、これは能生の須川下倉線で、以前より大雨等

により斜面が崩れており、土砂が農道まで及ぶ状態になり、早急の改良工事が望まれます。

次に、経営中山間総合農地災害事業負担金で、西海地区釜沢用水の負担金で700万、早期の用水復旧を望みます。

建設課では、8款土木費、16、融雪施設整備事業、3か所消雪パイプ整備に3,300万、大型除雪機の作業者の減少により、今後、ますます消雪パイプの必要性が増してくることにより、整備が必要となります。

次に、都市政策課関係で、2款運輸費、高速バス確保対策補助金。これは、私が、今回1月の積雪時に新潟まで行くことになり、先週末までの大雪により、JRが長岡駅で止まっており、軽自動車では不安に感じ、高速バスを利用して日帰りをいたしました。降雪にもかかわらず、時間どおりに運行され、日曜日ということもあり、十数名の利用者がいました。このことにより、いかに交通手段の確保が大切かを知り、新潟市に行く交通網として残し、維持していくべきものと考え、この補助金には賛成いたします。

最後に、民生費、屋根雪除雪等費用助成補助金で600万、雪踏み助成補助金で40万、これは中山間地域に住む高齢者にとって大切な補助事業で、屋根雪除雪の不安解消、また、自宅から道路までの間を早朝と大雪時に雪踏みをしてもらい、人が歩ける道を確保するための冬期補助事業であります。

以上、議案第25号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）についての賛成討論を終わります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第25号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開を25分といたします。

〈午前11時16分 休憩〉

〈午前11時25分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第7. 議案第2号から同第12号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第2号から同第12号までを一括議題といたします。

本案については、休会中、予算審査特別委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

和泉克彦予算審査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉委員長。〔13番 和泉克彦君登壇〕

○13番（和泉克彦君）

これより、予算審査特別委員会の委員長報告を行います。

本定例会初日において、当特別委員会に付託となりました議案は、議案第2号、令和5年度糸魚川市一般会計予算、議案第3号から同第8号までの令和5年度特別会計予算6件、議案第9号から同第12号までの令和5年度企業会計予算4件の合計11件であります。

去る3月9日、10日、13日、14日の4日間で予算審査を行ってまいりました。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、全ての議案が可決であります。

なお、議案第2号、令和5年度糸魚川市一般会計予算と議案第12号、令和5年度糸魚川市下水道事業会計予算については、起立採決を行っております。

審査の過程における主な内容について、ご報告いたします。

まず、委員会の集約事項については、2点であります。

1点目は、健康増進課の4款1項5目、医療対策費の11、医療人材確保対策事業及び15、市内産婦人科確保対策事業についてです。

本年度末をもって、糸魚川総合病院において分娩が休止となり、出産できなくなる。そのことにより、少子化対策や若者の定着に大きな影響を与えることが考えられる。また、医療人材不足の課題も抱えている。引き続き、市民が安心して住み続けられるよう、医療人材並びに産婦人科医の確保に努め、医療体制の充実を図るよう強く求めるものである。

2点目は、こども課の3款2項2目、子育て支援費の51、駅北子育て支援複合施設整備事業について、この事業については、（仮称）駅北子育て支援複合施設基本計画（修正案）をたたき台として計画するものであるが、あくまでも既存のビルの解体設計、用地購入の予算であり、この計画に縛られるものではない。本計画の内容については、今後、総務文教常任委員会で審議するものであるとして集約しました。

そのほか、質疑の中での主な報告事項といたしまして、4点あります。

1点目は、企画定住化の関係で、2款1項4目、企画費の11、電子地域通貨事業について、委員より、制度の内容や目的についての質疑があり、行政より、市内共通商品券、プレミアム商品券を電子通貨に置き換えて使っていただくための動機づけとし、行政ポイントの活用も考えている。また、地域内経済循環を目的とし、官民連携のモデルとなるよう進める中で、所管の委員会へ説明の上、関係機関と詰めていくと答弁がありました。

2点目、財政課の関係では、14款予備費について、委員より、木浦地区公民館の解体工事に係る予備費の使途の経過を踏まえた今後の議会への報告の在り方についての質疑があり、副市長より、状況を隠すということではなく、報告が遅れたことについての謝罪と今後の改善に向け、確約することについて答弁がありました。

3点目、健康増進課の関係では、4款1項2目、保険事業費の19、ひきこもり対策事業について、委員より、若年層が引き籠もっている実態について、現在取り組んでいる自主グループへの委託も必要だが、医療性の高い、専門性を持った人材や機関への委託も含め、市だけでなく、保健所や警察のほか、外部の機関との連携を広げていく考えを持つべきではないかとの質疑に対し、市長より、原因を少しでも和らげ、取り除く手立てなどをしながら、社会復帰をしていただきたいと考えており、必要であれば補正予算で対応し、取組を進めたいと答弁がありました。

4点目、能生事務所の関係では、7款1項3目、観光費の8、柵口温泉権現荘管理運営事業について、来年度からの運営内容について質疑があり、行政より、現在の指定管理については、今年度までとなっており、来年度からの指定管理者を募集したところ、応募がなく、現状としては、過去の経過から温泉機能を残すこととしてきたことから、来年度は、日帰り温泉での直営を検討していると答弁がありました。また、ほかの委員より、運営形態が指定管理者制度から市直営へと変わるが、経営計画はあるのかとの質疑があり、行政より、具体的に経営計画という形で出せるものはないが、当面、譲渡に向けた計画を進める中で、来年度の運営体制を決めていきたいと答弁がありました。

最後に、4日間にわたる委員会でありましたが、委員各位並びに行政担当各位より、議事進行に多大なるご協力をいただき、長時間にわたり熱心な審査の上、予算審査を終了することができました。副委員長と共に、皆様に心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

以上で、予算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

議案第2号、令和5年度糸魚川市一般会計予算についてであります。2款総務費の個人番号カード交付事業は、国民総背番号制度を軌道に乗せる第一歩であります。様々なシステムを接続し、国と地方を接続させていくものであります。社会保障情報、税金、戸籍、旅券、自治体健診、医療



情報、預貯金口座、免許証等、膨大な情報を接続させることになれば、個人情報流出の損害は、甚大なものになるおそれがありますし、将来、公的な情報を民間にさせようという思惑があることは、明らかであります。

外国企業にサービス体制の構築を委ねたり、外国に拠点を置いたりすれば、その国の情報機関や国家に情報が流れる可能性も高くなります。個人情報が集まれば集まるほど攻撃されやすくなり、様々な機関がデータにアクセスできるようになれば、情報漏えい、流出機会が増加します。日本では、警察が本人の同意や令状なしに個人情報を入手できるようになります。メリットが少なく、莫大な費用だけがかかるものであり、行政の個人情報保護の点で、疑念が拭えないものであります。関連するマイナンバーカードを活用した住民票等コンビニ交付事業も、同様の線上にあります。メリットもありますが、リスクもあり、賛成できません。

4款衛生費では、乳幼児すこやか事業のフッ素洗口も論争中のものを持ち込むことには、反対であります。歯磨き習慣をきちんと身につけることが大事だと思います。

7款商工費では、市の所有するシーサイドバレースキー場とシャルマン火打スキー場に対する抜本的対策が講じられているとは、言い難いと考えます。

地球温暖化の影響は、自助努力で解決できる問題ではないと思います。2つのスキー場にかかる事業費が、今後さらに増えていく可能性が高いと思いますが、事業費の上限を設ける等の抜本的対策を考えているとは思えません。先を見据えた取組がなされているとは、言い難いと考えるものであります。

管理運営事業費は、合併直後の平成18年度、2006年、シーサイドバレースキー場が約1,100万円、シャルマン火打スキー場は、グリーンメッセ能生を除いて約5,000万円で、合計約6,100万円。それが17年たった令和5年度当初予算では、シーサイドバレースキー場9,100万円、シャルマン火打スキー場8,700万円。2つのスキー場を合わせて約1億8,000万円になっています。年度によって増減はありますが、約3倍に増えております。

地球温暖化の影響で、スキー場の経営が年々厳しくなっていくのは分かっていることであります。市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定め、抜本的対策を講じていくべきではないかと考えますが、そのような取組にはなっていないと言わざるを得ません。

以上の理由から、本案に反対するものであります。

次に、議案第12号、糸魚川市下水道事業会計予算についてであります。令和5年5月分から令和9年4月分まで、5年かけて使用料値上げを行う初年度の予算であります。下水道等集落排水の平均改定率は4.0%、浄化槽事業の平均改定率は7.3%で、値上げの負担を急激に増やさないよう段階的に増やしていく配慮がなされております。けれども、年金の切下げや新型コロナウイルス感染症による経済的打撃が、まだ続いている状況下では、厳しいものがあると思いますので、賛成できません。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第2号、糸魚川市一般会計予算について、新年度期待している事業について、意見を加えて、賛成討論を行います。

2款総務費では、電子地域通貨事業5,300万円は、市内経済の活性化とポイント制による地域内交流の可能性を広げると思います。

デジタル活用推進事業419万円は、デジタル格差の抑制に貢献いたします。

急発進抑制装置購入助成金50万円は、生活に自動車が必要な高齢者の事故防止にとっても必要な措置であります。また、設置希望者が多くなったときは、直ちに補正予算を組んでもらいたいものであります。

次世代モビリティ等実証事業305万円は、高齢者の買物や通院への活躍に期待をしております。また、親子で町なかをゆっくり回遊する企画があってもよいと思います。

3款民生費では、認知症予防補聴器購入助成事業40万円は、約10年前になりますが、平成25年12月定例会一般質問で、障害者手帳を持たない方の高額補聴器の購入補助を求めたときの回答は、大変厳しいものでありました。今回は、手帳のない方に補聴器の補助を行うことは、画期的なことであり、丁寧な周知をお願いしたいと思います。

子ども誕生お祝い事業883万円は、通常の2万4,000円に、糸魚川総合病院で産科が復活するまでの間、分娩する方に5万円加算されるというもので、糸魚川市の誠意を感じております。

駅北子育て支援複合施設整備事業9,463万円は、屋内遊戯施設と子育て支援センターの機能を有する施設整備に期待をしております。予算審査特別委員会の集約では、基本計画をたたき台として縛りのない審査を行うものとしております。

現在、若者向け市営住宅と新しい図書館の提案があります。しかしながら、事業規模15億円では、満足のいく施設整備にならないと考えております。私からは、若者市営住宅については、空き家も含めた駅南若者誘導整備計画として、また、新しい図書館については、目的や機能を広く検討するための設置場所の選択から、新しい計画として推進することを提案しておきます。

保育所のあり方検討事業30万円は、少額ですが、行政改革の目玉になるものです。ただし、職員配置の効率性だけでなく、職員の身分保障や福利厚生の実を図りながら、子供たちのことを中心に考えることを期待しております。

出産子育て応援事業1,800万円は、妊娠時に5万円、出産時に5万円を給付するもので、公明党が強く推進してきた事業であります。しかしながら、自治体の予算化が必要なメニューとなっております。今回、議員各位の理解とご協力をお願いするものであります。

子育て世帯ヘルパー派遣事業100万円は、子育てに困難を抱えている世帯にプッシュ型支援の仕組みとなっております。

国民健康保険事業特別会計の繰出金2億8,069万円のうち、出産育児一時金繰出金333万円は、令和5年4月より、子供1人に対して42万円から50万円に拡充をするものであります。一昨年、9月定例会で、出産育児一時金の増額を求める意見書を全会一致で提出していただいております。議員各位の成果と考えております。

4款衛生費では、妊産婦支援事業2,509万円は、妊産婦の無償化と出産時のタクシー費用と宿泊費用の助成は画期的なものと考えます。

産後ケア事業83万円は、デイサービス型の追加はとてもよい取組であると考えております。

医療人材確保対策事業1億1,653万円は、現行の医師修学資金貸与制度を継続しながら、今後、市内の子供たちが医師を目指す環境整備を真剣に考えるタイミングと思います。家庭の事情に関係なく、思い切り学べる制度の検討を行うことを期待しております。

市内産婦人科確保対策事業2,467万円は、緊急的な対策費と受け止めております。

子ども医療費助成事業1億1,047万円は、高校卒業まで完全無償化となる画期的な取組であり、米田市長の英断を評価しております。

5款労働費では、外国人材雇用支援事業120万円は、地域にとって緊急的な事業であります。雇用組合に対してタイムリーな支援を期待しております。また、糸魚川市全体が、外国人を大切にす地域として目指してほしいと思います。

6款農林水産業費では、担い手育成事業1,821万円は、大切な事業であります。これに加え、農林水産業の公社の設立を検討すべきと思います。公社化を進め、休日の確保や福利厚生の実を図り、事業継続や人材育成に力を入れるべきと考えております。

水産資源活用産学官連携推進事業100万円は、市内にある海洋高校と地道な連携を期待しております。

7款商工費では、DX推進支援事業、デジタルトランスフォーメーション推進支援事業になりますが、354万円は、デジタル化の推進は、市内経済の振興のために必要不可欠なものであります。

柵口温泉権現荘管理運営事業5,180万円は、指定管理者の応募がなかったことは残念であります。能生町観光物産センターから宿泊部門がなくなり、私としては、ほっとしております。糸魚川市が50%の株を持つ第三セクターである能生町観光物産センターの健全経営にすることが、重要であります。権現荘は、直営の日帰り温泉として運営しますが、条件付、無償譲渡などを早急に検討し、1年以内に決着すべきものと考えます。

8款土木費、公園スポーツ施設整備事業2億240万円は、美山陸上競技場の第4種認定のための施設改修であり、賛成いたしますが、ゼロ予算で管理棟の観覧席設置についても検討をお願いしたいものであります。

10款教育費、高校を核とした地域人材育成事業3,389万円は、コーディネーター5人分の人件費となりますが、5人の個性を生かして県立3高校の生徒たちのネットワークを構築して、ビジネス部門など新しい部活の形を模索してほしいと思います。

次に、学校給食事業等については、負担軽減を検討すると委員会ではありましたが、その対応に期待をしております。

以上で、議案第2号、糸魚川市一般会計予算の私の賛成討論を終わります。

議員各位におかれましては、予算案に賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

議案第2号、令和5年度糸魚川市一般会計予算に対しまして、反対の立場で討論を行います。

7款1項、柵口温泉権現荘管理運営事業5,180万円。権現荘の運営につきましては、市直営から指定管理者制度へ移行し、株式会社能生町観光物産センターの運営となったものの、赤字経営が続き、指定管理業務から撤退。公募したものの、ほかに指定管理者が現れず、日帰り温泉部門だけ市直営とするものであります。平成29年度から令和3年度までの間に1億1,740万円の赤字計上となり、5,879万円を市が指定管理料として支出。本来、コロナによる損失以外にも経営補填しており、累積赤字そのものが帳消しとなっております。同じように、コロナ災害であえぐ民間事業者に対して、あまりにも不公平な補助事業であり、大いなる怒りを覚えるものであります。

また、指定管理者制度に至る前に4億円もの巨額リニューアルを敢行し、年間2,000万円の黒字になると豪語し、反対意見の多かった株式会社能生町観光物産センターの株主総会を株数による多数決の結果、指定管理者になることを議決し、市長の独断による特命随意契約により、指定管理者となっております。

株式会社能生町観光物産センターは、糸魚川市が50%の株を保有する第三セクターであり、まさに糸魚川市の自作自演と言えます。市直営時代にも、民間活力導入として小林氏を支配人とするも、不正会計、取引業者との癒着、必要書類の紛失などを繰り返し、会計監査請求においても、行政として必要な書類がそろっていないなど、これ以上ない厳しい監査報告を受けております。

このときの管理者は、市長であり、株式会社能生町観光物産センターの社長も市長、まさに今日の権現荘の1億円を超す赤字、株式会社能生町観光物産センターの5,000万円を超す赤字の原因は、全て米田市長に起因するものであります。その都度責任を取ってきたと市長は述べておりますが、赤字経営を招いた責任は、一切取っていないと言えます。権現荘をめぐる一連の不祥事並びに疑惑は、決して時の流れとともに風化させることなく、市長としての責任を取るよう強く求めるものであります。

また、来年度より、宿泊・飲食部門を閉鎖し、日帰り温泉のみ営業としておりますが、日帰り温泉に対する経営計画もなく、見切り発車とも言える本事業は、あまりにも場当たりの的で、とても計画行政と言えるものではなく、5,000万円もの事業費をかけることについて疑問を呈するものであります。過去の失敗を教訓として、赤字のツケを市民に押し付けることのないよう、私は反対するものであります。

また、3款2項、児童福祉費における駅北子育て複合施設事業9,463万円は、その事業の事業費の半額を国の補助で賄っており、本予算を認めることにより、計画自体を承認することではないかと議論を交わしたところ、あくまでも土地開発公社から買い戻し、土地を更地にすることが目的であり、建設計画自体はこれから審議するということでした承するものであります。15億円の建設費はもちろん、年額5,000万円もの維持費にも疑問を呈するものであります。これまで積み上げてきた論議の歴史もあるでしょうが、事業費、維持管理費、設計、建設、運営方針など、詳細を説明した市民説明会は、一度も開いておりません。

また、議会直前に行われたパブリックコメントでは、厳しい意見も多く、行政に都合のいい意見

のみA評価というのは納得できないものであり、ご都合主義の意見集約はやめ、真摯に耳を傾けるべきだと思います。

また、議員の賛成意見にも見られますが、あったらいい、市民要望、これらも分かりますが、糸魚川市の財政状況を考慮すべきであります。

「木を見て森を見ず」の言葉もあるように、費用対効果、ほかに及ぼす影響や必要な事業が予算不足により実施できなくなること、コロナ不況や物価高など、悲鳴を上げる市民の声にも議員として、ぜひ考えてほしいものであります。

また、来年度予算案全体に言えることですが、国も県も、異次元の少子化対策を前面に打ち出しております。人口4万人を切り、高齢化率4割を超える少子高齢化の糸魚川市、重点施策のイの一番に、少子化・人口対策問題を位置づけ、前面に打ち出すべきであります。担当課個々には少子化対策を打ち出すものの、それを横断的に捉え、関連づけするとともに、お互いに効果を高めるシステムが必要です。これは予算案の中でもずっと述べてきたことですが、早速、市のほうでも人口対策推進体制ということで本部やプロジェクトチームをつくっていただいております。今日配付になっておりますね。やっぱりこうした姿勢は、やはりとても大事なことだと思います。

出生率2.9%、奇跡の町と言われる岡山県奈義町、笠木元町長いわく、町が生き残るには、出生率を上げ、子供を増やすしかない。今後も子育て支援を充実させ、継続して目標を達成できるようにしていきたいと意気込んでいるそうであります。

市長としましても、人口減に挑む情熱を強く示すよう要望するものであります。

以上で、反対討論を終了いたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、加藤康太郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

加藤議員。〔9番 加藤康太郎君登壇〕

○9番（加藤康太郎君）

みらい創造クラブの加藤康太郎です。

議案第2号、令和5年度、糸魚川市一般会計予算について、みらい創造クラブを代表し、賛成の立場を明らかにし、討論させていただきます。

令和4年6月7日、閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2022を受け、令和5年度糸魚川市一般会計予算においては、ウクライナ情勢に伴う原油、原材料、穀物等の国際価格の高騰、円安により、原油、物価高、電気料金上昇に困窮する市民や事業者を支援するとともに、政府の対策本部は、新型コロナの感染症法上の位置づけについて、5月8日に今の2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行する方針を決定したことを受け、これからは感染対策と同時に経済活動を活性化させるウィズコロナの考え方の下、経済再生に向けた施策を着実に実行していく必要があること。また、令和5年3月1日現在、当市の人口は3万9,628人で、合併から17年を経て、1万人以上の人口が減っており、持続可能なまちづくりを進めるためには、最重点課題である人口減少対策と進み続けたくなるまちづくりに対応し、これらの諸課題を解決するために地域内経済の循環、医療・健康・福祉の充実、教育の推進、社会の動きへの対応の4つの重点

施策を掲げ、令和5年度一般会計予算として、前年度と同額の総額255億8,000万円が編成されました。

重点施策のうち、地域内経済の循環においては、スマートフォンアプリなどで決済可能な地域通貨を発行する電子地域通貨事業に5,300万円を充て、お金の地産地消、地域内経済の循環を図り、今後、健康ポイント制度などとの連動も視野に、市民により親しまれ、展開されることを期待します。

あわせて、経営コンサルティング会社のマッキンゼー・アンド・カンパニーは、2030年までに、日本だけでも1,600万人が職を失う一方、ICTやAIの技術進歩によって、1,100万人は新たに生まれてくる職種に就くニーズがあると予測しており、多様な働き方推進事業の2,284万8,000円によって、新たな知識、スキルを学び直し、雇用の創出、所得の向上を図っていくことが期待されます。

また、2023年のインバウンド需要は、4.96兆円と早くもコロナ前を上回る予想があり、アフターコロナを見据えた地域資源を生かした交流を図るサイクルツーリズム推進事業に287万4,000円をかけ、観光施設へのサイクルラックの配置、サイクリストの受入れ環境整備と認知度向上につなげていただきたい。

2つ目の重点施策、医療健康福祉の充実においては、特に安心して子供を産み育てられる環境を推進するため、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、18歳までの子供と妊産婦の、それぞれ通院にかかる自己負担金の無償化を10月から実施する子ども医療費助成事業1億1,047万円、糸魚川総合病院の分娩受入れ再開までの支援として、出産時タクシー費用助成、出産時宿泊費用助成などの妊産婦支援事業2,509万8,000円、出産育児の見通しを一緒に立てるため、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後の3回の面談を行い、出産応援ギフトとして5万円、子育て応援ギフトとして5万円を支給する、妊娠期から子育て期までの妊婦や子育て家庭の経済的支援と伴走型相談支援を一体的に実施する出産子育て応援事業1,800万円、子育てに困難を抱える世帯への家事支援のヘルパーを派遣する子育て世帯ヘルパー派遣事業100万円、助産師等による自宅訪問デイサービス型ケアを追加した産後1年未満の方への産後ケアを実施する産後ケア事業83万円など、事業費を計上するなど、高く評価するとともに、子育て支援は未来への投資であり、今後さらなる拡充を求めます。

また、市営保育所の在り方について検討する保育所のあり方検討事業30万円においては、市営保育所、市営幼稚園の在り方を精査された現状把握と分析によって、人手不足や職員の職場環境の改善など、蓄積された課題を解決することと併せて、幼保一元化を見据え、審議いただき、課題を先送りすることなく、提言を取りまとめ、令和5年度中に必ず方針決定をいただきたい。

次に、駅北地区における子育て支援機能を有する施設を整備するための用地購入、既存建物解体設計における駅北子育て支援複合施設整備事業9,463万8,000円は、駅北大火後のにぎわいのあるまちづくりを進める上で、人の流れを町なかに呼び込むことができる魅力と活力に満ちた都市機能として、また、子育て支援機能を有する施設として、子供に関わる地域関係者との連携を図り、地域と社会が一体となった子育て環境の充実を図り、交流拠点として整備されるものであり、予算審査特別委員会での集約にあったように、今後、総務文教常任委員会において、施設の機能及び規模、事業手法の比較検討などの施設計画について、市民の理解と協力を得られるよう、十二分

な議論、検討・説明を求めるものであります。

3つ目の重点施策、教育の推進においては、高校魅力化を図る高校魅力化コーディネーターを2名増員し、5人体制で市内県立高校3校と地域との連携・協働による特色ある教育を支援する高校を核とした地域人材育成事業3,389万5,000円は、生徒に魅力的・総合的な探究の学びの時間を提供することで、成長を後押しし、事業が評判を呼べば、高校への志願者の増加、最終的には、地域の活性化にもつながっていく大きな意義のある事業であり、また、3年後には、私立大学では、入学定員の半数以上、国公立大学においては、同じく40%が学校推薦型選抜と総合型選抜によって選べるようになるかとされています。

また、高校を核とした地域人材育成事業による探究学習で、学び、習得することができる自分の考え、世界観などを伝える表現力、物事を考える思考力、目の前の物事について適切な選択をする判断力、自ら行動する主体性、周りの人たちと協力できる共同性、様々な物事に対応できる多様性は、学校推薦型選抜と総合型選抜での進路実現に向けた大きな力となります。

4つ目の重点施策、社会の動きへの対応においては、デジタルトランスフォーメーション、DX推進計画に基づき、市民サービスの向上、業務効率化に向けてデジタル化を推進するe-市役所推進事業707万6,000円、デジタル活用推進事業419万円、DX推進支援事業354万円によって、プロセス全体をデジタル化することによって新しい価値を生み出すデジタルイノベーションを念頭に、未来に向けた変革を起こすため、DX推進アドバイザー（CIO補佐官）の助言支援を受け、取り組んでいただきたい。

結びに、新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動等の環境変化や自然災害、輸入資源価格の高騰、人口減少、少子高齢化等の構造的課題など、内外の難局が、同時かつ複合的に押し寄せている中において、市民生活に与える影響を注視し、市民の暮らし、未来を担う子育て世代を守るために、新たに設置される企画政策係が率先して調整先導役を担い、全庁一丸となって連携取組を進め、そのほか諸事業に対しましても、第3次総合計画に記載された現状と課題を意識し、施策の方向性に合致した事業内容とすることに留意され、今後の補正予算も含め、迅速・適正に善処、運営、予算執行されることを大いに期待し、議案第2号、令和5年度糸魚川市一般会計予算についての賛成討論といたします。

○議長（松尾徹郎君）

討論の途中ではありますが、ここで暫時休憩いたします。再開を1時15分といたします。

〈午後0時06分 休憩〉

〈午後1時15分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き、討論を続けます。

伊藤 麗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

伊藤議員。〔6番 伊藤 麗君登壇〕

○6番（伊藤 麗君）

清新クラブ、伊藤 麗です。

議案第2号、令和5年度糸魚川市一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和5年度糸魚川市一般会計予算は、歳入歳出それぞれ255億8,000万円とするものであります。

本議案に賛成としたい主な理由は、高齢化で除雪がかなわなくなってきた地域への優先的な措置による融雪施設整備工事に8,850万円ほか防災、医療、介護など、各分野で市民生活に直結する大切な予算をふんだんに盛り込むものだからであります。

特に商工分野では、5款労働費、多様な働き方推進事業2,284万8,000円で、当市の女性就業率は、県内20市中最下位であり、働けない、もしくは働かない女性の根本たる理由の調査も含めて推進されること。

新規事業である同款、外国人材支援事業120万円は、市内へのさらなる技能実習生誘致、企業とのマッチング、生活サポートの充実に向けて取り組むこと。

6款農林水産業費、担い手育成事業1,821万8,000円は、新たに地域おこし協力隊を能生地域の高倉と糸魚川地域の西海に派遣予定で、こちらにも注視してまいりたい事業であります。

7款商工費、柵口温泉権現荘管理運営事業5,180万円、財源内訳は、市が見込む権現荘使用料1,802万円、一般財源から3,378万円であります。指定管理から直営に運営形態が変更になることに伴った予算で、宿泊は当面休止となり、日帰り温泉入浴のみの営業を想定しております。

柵口温泉権現荘は、新たな指定管理者を募集いたしました。指定管理料がないこと、会社の本拠地から遠いことなどが、指定管理の受け手側にとってネックとなり、手挙げがなく、現在は、市が民間譲渡の可能性を探っている状態です。税金を投入し、このような施設を市が運営し続けることに批判的な意見もございますが、地域の歴史の一部として大切な施設だ。自分たちの商売にとってなくてはならない場所だ。存続してほしい。宿泊がなくなって、親戚が帰ってきたときに泊まる場所がなくなったとの声があることも、また事実です。市から7,000万円を超える修繕工事が必要な状況だということも示されておりますが、この修繕工事が残されている限りは、仮に無償に近い金額での譲渡を提案しても、受け手が見つからないことが予想されます。

修繕工事などに必要な費用に対して市から助成するなど、相手事業所にある程度寄り添った提案が必要ではないでしょうか。近日予定されている住民説明会では、市民から頂くお声をしっかりと今後の運営に反映させていくことを求めます。

こども課、こども教育課分野では、3款民生費、病児保育事業7,372万9,000円は、病児保育から病後児保育まで拡充するに当たって必要な施設の整備。

4款衛生費、子ども医療費助成事業1億1,047万円は、10月からの子供通院費を無料にすることなど、糸魚川市の子育て支援のさらなる充実を図ったことを高く評価いたします。

また、審査に多くの時間を要した3款民生費、駅北子育て支援複合施設整備事業は9,463万8,000円であり、財源の内訳は、国からの補助金が4,730万円、市債が4,731万



9,000円、一般財源から1万9,000円であります。これは駅北子育て支援複合施設整備予定地の土地購入、解体設計費であります。この事業費を認めたことで、現段階での計画案も認めるわけではないことと総務文教常任委員会に示されている（仮称）駅北子育て支援複合施設基本計画（修正案）をたたき台とし、しかし、この計画に縛られることのないように論議を進めることと予算審査特別委員会で集約がなされました。

私といたしましては、総工費15億円、運営費5,000万円と想定されている現在の計画のまま進めるのではなく、子育て支援機能に絞り、建築規模、経費の縮小、運営する人材の育成と並行して、今子育てをする人たちのために既存のスペースなどを用い、暫定的にでも室内遊戯スペースの設置とめだか園の拡充の検討を求めてまいります。駅北地区の復興と糸魚川市における子育て支援は、決してこの建物を建てただけで終わるのではなく、この施設から、駅北地区のさらなる復興発展と、市内の子育て支援の充実に寄与するものとなるように期待しております。

糸魚川市にまだない室内遊戯施設の建設計画を心待ちにし、現在もこの計画が進むことを信じ、願っている市民のためにも、子供は減っていくのだからと行政も議会も諦めることのないことを強く願い、私、伊藤 麗は、本予算について賛成し、皆様におかれましてもご賛同いただきたく、私の賛成討論といたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、宮島 宏議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島議員。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

清新クラブの宮島 宏です。

議案第2号、令和5年度糸魚川市一般会計予算案への賛成討論をいたします。

一般会計の予算総額255億8,000万円は、前年度と同額ですが、これは必要な新規事業の立案とともに、PDCAサイクルにより、従来の諸事業を精査した結果であり、地方自治法第2条にある最小の経費で最大の効果を具現したものと考えます。

多くの施策がある中で、特に評価できるもの3点を挙げます。

1つ目は、人口減対策に関係するもので、医療の充実と出産・子育て支援として、医療人材確保対策事業や出産子育て応援事業など多数の拡充事業と新規事業が提案されていることです。

日本の少子化の原因の一つとして、晩婚化と、それに伴う晩産化が挙げられており、この課題への取組も期待いたします。

2つ目は、地域内消費促進として新規提案された電子地域通貨事業です。

市外の大手企業の進出やネットショッピングなど、居住地以外からの購入が増えることにより、困難になっている市内での経済循環、すなわち、お金の地産地消の改善につながるものと期待いたします。

また、電子通貨が、公共料金や行政サービスの料金に使われることで、行政コストの削減や地域住民の利便性向上にもつながるものと期待します。

3つ目は、昨年、新潟県の石になったヒスイについての2つの事業と、1935年のヒスイ再発

見に重要な役割を果たし、今年、生誕140年を迎える相馬御風の顕彰事業です。

御風とヒスイは、当地の誇るべき宝の双璧であり、その教育普及と利活用は、郷土愛やシビックプライドの醸成、糸魚川の知名度向上、交流人口と関係人口の増加につながります。御風は、言わばUターン転職の先駆者であり、御風作詞の「春よ来い」は、ちょうど100年前の3月に発表されました。「春よ来い」は、発表の前年の2月、大雪の際、89人も地元住民が犠牲になった勝山での鉄道雪崩災害を受け、亡くなられた方々への鎮魂と雪にまつわる沈痛な雰囲気を感じたいという思いで、御風が作詞したという考えも提唱されています。

県石指定と御風生誕140年を千載一遇のチャンスと捉え、従来の枠にとられない画期的なヒスイや御風の紹介になることを期待いたします。

以上、多くの喫緊の行政課題に対して積極的な事業を取り入れ、地域資源の有効活用により当市の活性化と市民の福祉向上を図る姿勢が明確に表れている議案第2号、令和5年度糸魚川市一般会計予算案の賛成討論といたします。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑浩一議員。

○17番（古畑浩一君）

討論の内容につきましてとやかく言うつもりは全然ございませんが、宮島議員は、これまでも申し上げてきましたが、議会選出の監査委員でございます。前に賛成討論やったときも、暗に、いわゆる監査委員たるものは、中立・公平性を持って審査に当たるために、賛成討論等にはなじまないと言い続けてまいりました。議長として、どのようにお考えになるものでありましょうか。

これやっぱり、基本的にはね、何で監査委員が、決算審査特別委員会のメンバーにならないか等を考えても、やっぱりこの件につきましてはね、少なくとも賛成討論等はするべきじゃないし、もう一度お考えをいただきたいと思うんですが。議会選出の監査委員の意味というのは、もうないがしろにされているのではないのでしょうか。議長としては、どのようにお考えですか。

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員のご意見は承りました。これにつきましては、即答を避けたいと思いますが、議員にも発言の自由があるということを考えますと、監査委員ということでございますので、慎重に今、進めていきたいと思っておりますので、ご意見は承りました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

この監査委員の在り方につきましては、これまでも議会の中で大分論議を重ねてまいりました。議会運営委員会の委員長としても好ましくないということは明言してございます。これで議員の監査委員が務まるってやっぱり思わないでほしいと思う。議員の監査委員たるものは、正副議長と併せて、議会三役とまで言われております。その辺の自覚を持って、やっぱり活動してほしい。

今の討論の在り方一つ取ったって、これを討論として認めていいのかどうなのかね。これは宮島議員のためを思って言ってるんですが、それを続けてしまうと監査委員の、監査の意味がないとい

うことでございます。

予算委員会、またこれまでの中でもやっぱり監査委員室のほうとしましても、公正・公立を保つために、あまり好ましいことではないという答弁ももらっております。

とにかく頼みますから、議会の権威というものをやっぱり考えて、それぞれの役職と、与えられた役目ということを考えてやるべきだと、私は強く申し上げます。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田原洋子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原洋子議員。〔7番 田原洋子君登壇〕

○7番（田原洋子君）

議案第2号、令和5年度糸魚川市一般会計予算について、賛成の立場で討論します。

令和5年度糸魚川市一般会計予算には、新規事業として、アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故を防ぐために、後づけの安全装置をつける急発進抑制装置購入費助成事業が盛り込まれました。

また、糸魚川総合病院の産婦人科医師の退職意向により、分娩受入れが休止されたことに伴い、糸魚川市外での出産の際、医療機関までの交通手段がない場合に利用したタクシー代や出産のために市外の宿泊施設に宿泊する妊婦とその付き添いに1人までの費用助成が含まれる妊産婦支援事業と、子供が誕生した際に、糸魚川市内共通商品券2万4,000円に加え、糸魚川総合病院の分娩受入れ再開までの支援として5万円が上乘せされている子ども誕生お祝い事業があります。

さらに、新規事業として、妊娠期から子育て期までの経済的支援として、出産子育て応援事業、子育てに困難を抱える世帯への家事支援のヘルパー派遣を委託する子育て世代ヘルパー派遣事業があり、産後ケア事業は、助産師等の自宅訪問だけでなく、デイサービス型を追加。病児保育事業は、回復期の施設の助成が組み込まれ、子ども医療費助成事業は、子供の入院費、通院費、訪問介護の一部負担金を無償化と、将来の糸魚川市を担う子供たちに対しての予算に反対する理由はどこにもありません。

また、介護・医療人材の確保対策、アフターコロナを見据えた経済活動の支援をはじめ、環境、農林水産、文化、観光、土木、港湾、消防など、どれも市民生活に直結している多くの事業があり、実行するためには予算執行が必要となります。

ただし、糸魚川市が抱える公の施設に対する指定管理料、委託料、補助金などは、価値観の変化、社会情勢などにより、取り巻く環境が変化していることを踏まえ、今までどおりの運営ではなく、民営化を一つの方法として検討すること、改善を求めていくことを忘れてはなりません。

特に柵口温泉権現荘は、5年ぶりに糸魚川市直営となり、日帰り入浴のみとすることから、どこに問題があるかを把握し、市民に愛される身近な温泉施設としてアイデアを出し合い、1人でも多くの方に利用していただき、経費削減に努め、経営改善を図ることを強く望みます。

さらに、駅北子育て支援総合施設整備事業については、あくまでも計画地にある旧東北電力ビルを解体するための設計委託料と施設用地購入費、物件移転補償料であります。その中でも旧東北電

カビルは、本町通りに面している部分は昭和45年の建設、奥に増築された部分は昭和60年と老朽化が激しく、近隣住民からは、糸魚川大火から既に6年がたっていることから早く解体してほしいという声が寄せられています。細長い立地で、周りには住宅が建ち並んでいることから、安全面に十分配慮し、騒音・振動を最小限に抑え、速やかに解体できるような設計を求めます。

解体後の土地の活用、施設の規模、機能、運営方法については、現在の（仮称）駅北子育て支援複合施設基本計画（修正案）をそのまま進めるのではなく、周辺にある駅北広場キターレ、駅北復興住宅の1階にある交流スペース、糸魚川地区公民館などが持つ役割を考えた上で、長年、子育て世代から多くの要望がある屋内遊戯場をメインに、妊産婦支援窓口、子育て中の親同士の交流の場、子供の発育の不安を早期に発見し、相談につなげる場、多世代が子育てに関与する場として、糸魚川の身の丈に合った施設にする必要があります。

議員の皆様におかれましては、この予算がどのように使われ、そしてその先、どのように生かされていくのかをしっかりとチェックし、よりよい糸魚川をつくっていかうではありませんか。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第2号、令和5年度糸魚川市一般会計予算を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号、令和5年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第4号、令和5年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、令和5年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、令和5年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、令和5年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、令和5年度糸魚川市集合支払特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、令和5年度糸魚川市ガス事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、令和5年度糸魚川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、令和5年度糸魚川市簡易水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、令和5年度糸魚川市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．議案第27号

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、議案第27号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第27号は、教育委員会委員の任命についてでありまして、塚田京子さんの任期が、令和5年5月19日をもちまして満了となりますことから、新たに楠 愛さんを任命いたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第27号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第9．議案第28号

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、議案第28号、監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第28号は、監査委員の選任についてでありまして、吉岡正史さんの任期が、令和5年3月31日をもちまして満了となりますことから、新たに渡邊 勇さんを選任いたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第28号、監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第10．議案第29号から同第31号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第10、議案第29号から同第31号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第29号から議案第31号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありまして、任期が令和5年5月18日をもちまして満了となりますことから、議案第29号は、小田島澄恵さんを再度選任することについて、議案第30号は、村井 康さんを再度選任することについて、議案第31号は、山岸洋一さんを再度選任することについて、それぞれ議会のご同意をいただきたいものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第29号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第30号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第31号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第11．議案第32号から同第50号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第11、議案第32号から同第50号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第32号から議案第50号は、農業委員会委員の任命についてでありまして、任期が令和5年7月19日をもちまして満了となりますことから、議案第32号は、渡辺 朗さん、議案第33号は、片山敏隆さん、議案第34号は、大島 博さん、議案第35号は、恩田正平さん、議案第36号は、近藤栄樹さん、議案第37号は、松木秀夫さん、議案第38号は、米原文明さん、議案第39号は、荻野輝道さん、議案第40号は、猪又正巳さん、議案第41号は、加藤政人さん、議案第42号は、福田幸生さん、議案第43号は、井上二郎さん、議案第44号は、齋藤 登さん、議案第45号は、稲葉淳一さん、議案第46号は、齋藤正機さん、議案第47号は、川合次夫さん、

議案第48号は、松澤正善さん、議案第49号は、松澤隆一さん、議案第50号は、樋口佐登子さん、以上19名を任命いたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります、よろしく願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第32号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第33号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第34号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第35号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第36号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第37号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第38号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第39号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第40号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第41号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第42号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第43号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第44号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第45号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第46号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第47号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第48号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。  
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第49号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。  
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第50号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。  
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第12．議案第51号

○議長（松尾徹郎君）

日程第12、議案第51号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第51号は、令和4年度一般会計補正予算（第10号）でありまして、歳入歳出それぞれ4,530万円を追加いたしたいものであります。

歳出は、10款教育費の公民館管理運営費の追加であります。

次に、歳入につきましては、前年度繰越金を充当いたしました。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明いたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

山口財政課長。〔財政課長 山口和美君登壇〕

○財政課長（山口和美君）

議案第51号、一般会計補正予算（第10号）をご説明いたします。

最初に、補正の内容につきまして、資料でご説明いたします。

お手元に配付いたしました議案第51号資料、一般会計補正予算（第10号）の概要をご覧ください。

補正第10号の内容は、糸魚川市地区公民館管理運営委員会連合会について、消費税の申告義務があることが分かったため、消費税等相当額を追加支出したいものであります。

1、経過につきまして、（1）市町合併以降、平成22年度までは市直営で公民館を運営してまいりました。公民館職員の身分は、市の臨時的任用職員であり、市から職員へ給与等を支払ってまいりました。

（2）公民館体制あり方検討を経まして、平成23年度に糸魚川市地区公民館管理運営委員会連合会、以下連合会と申しますが、連合会を設立し、職員の身分は、連合会雇用の職員といたしました。人件費分は、業務委託料として連合会へ支払いを行い、連合会から職員へ給与等の支払いを行ってまいりました。

なお、連合会設立前には、糸魚川税務署に相談を行っております。

（3）3月3日に市からの委託料が役務の対価であり、連合会は消費税の申告義務があるとの見解が、税務署から示されました。このことにより、補正予算をお願いするものであります。

2、追加支出額の根拠であります。消費税申告年度は、平成29年度から令和3年度、過去5年間分になります。

連合会で消費税の申告を行うことから、地区公民館管理運営委員会連合会業務委託料4,530万円を追加したいものであります。

内訳は、消費税、本税になりますが、消費税と延滞税、加算税であります。

金額につきましては、申告により決定をいたします。

3、今後の対応は、令和4年度分の消費税につきましては、令和5年度予算で対応いたします。令和5年度の事業実施につきましては、運営体制も含めまして、課税関係につきましては、税務署と協議を行ってまいります。

それでは、議案書に基づきご説明いたします。

補正額は、4,530万円の追加であります。

初めに、歳出からご説明いたします。

予算書の10、11ページをお願いいたします。

10款7項3目、1、公民館管理運営費は、地区公民館管理運営委員会連合会業務委託料で、先ほどご説明いたしました消費税相当額を補正するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

所要の一般財源は、20款1項1目繰越金で対応をいたします。

説明は、以上になります。よろしくご説明いたします。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより、説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

この件につきましてはね、総務文教常任委員会の中でも少し論議をさせていただきました。その際に、他市の現状等含めて、いかなる場合に、今まで消費税がなかったとされていたものが、かかるようになったのか。他市では同じように、こういった費用については払っているのかについて質問をしましたが、そこまで調べてないので時間をくださいということでした。何日かたちましたんで、その内容につきまして、お答えをいただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

穂苅生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 穂苅 真君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（穂苅 真君）

お答えをいたします。

先日も総務文教常任委員会でご質問いただき、その後、調査をさせていただきました。他市の状況ということは、まず、先にお話させていただきたいと思えますが、調べさせていただいたんですが、なかなか同様なやり方をしているところというのがないもんですから、それぞれ様々な委託の方式だったり補助金であったりとかという形を取っておりますので、一概には比較できませんが、やっているところに、委託等を行っているところにつきましては、やはり消費税を納めている。その請け負っている団体が、消費税を納めている場合と、それから1,000万円以下であれば、消費税は免税されるということで、規模によってはかからないところがあるということで、今のところ承知をしております。

それから、かかるようになったかというお話なんですけども、これは当初は、糸魚川市のほうでは相談をさせていただいた中で、人件費的なものについては収益が一切ないことも含めて、かからないというような見解を持っておりました。

ただ、税務署といいますか国税のほうでは、やはり実態と照らし合わせたときに、それが請け負

ったほうが、それが役務の提供に当たるということ、それから、1,000万円を超えているというようなことがあります、やはりこれは申告と納税の義務があるということの見解ということで、今回に至ったものでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

全然納得できないですね。公民館の活動自体が営利目的の活動とされたから、消費税をつけるってことなんですか。

インボイス制度っていうのはね、今まで1,000万以下だったところが納税を免除されていたんですね。

ただ、これからは、何だろう、そのままやってもいいし、その代わり領収書発行したとしても、その領収書は無効ですよという考え方なんだよね。だから今まで個人経営の皆さんは、インボイス制度をぜひ登録してくださいねという流れなんだよね。

それがなぜ公民館に当てはまるんですか。大体インボイスってのは、今年の10月から始まる。10月から税金がかかるというなら、まだ分かりますけど、過去に遡って、その税金を払えっていうのが大体分かりませんが、どういうことなんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

穂苅生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 穂苅 真君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（穂苅 真君）

お答えいたします。

総務文教常任委員会のとときには、インボイス制度に入る入らないとか、それになるということではなくて、これを機に相談をさせていただいたということでもあります。

それで、これにつきましては、まず、市から直接、国税のほうに納めるわけではなくて、まずここに管理運営委員会という団体がございます、連合会というのがございますので、そこに人件費分相当額を委託料としてお支払いし、その団体が払うという、まず制度でございます。

税務署の見解によりますと、市から、その連合会のほうにお金が渡った段階、要は委託料として出ていった段階で、これが役務の対価に当たるという判断をされて、そこに消費税が発生するという見解をいただいたものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

何回聞いても納得できませんね。

消費税というものは、何だろう、使った金額、買った飲んだりしたものに対して10%の税金がかかるのを消費税というんだ。この公民館の所得税なら、何となく分からんでもないよ。でも所



得税は、もう払ってるんだよね。なおかつ、その人件費を含めた中に消費税をかけるってことは、おかしいんじゃないですか、税制上。市のほうでも、今まで会計監査なりなんなり、ずっと受けてきましたし、市が脱税してるとは全然思いませんけど。これ新たにさ、言ってみりゃ、吹っかけられたんじゃないですか。

ちゃんと納税者としてのその義務を果たし、福祉的目的の中でやってきたから営利目的ではない。過去、それで通ってきたんでしょ。公民館が、何か商売始めたんなら別ですよ。喫茶店とか食堂とか、ずっと通年でやってるっていうんなら全然分かる。老人介護の料金ももらって、老人を介護してるっていうなら分からんでもないですよ。それにしても営業行為ではないのに消費税がつくわけがない。これどうやって説明するんですか。

しかもこの金額4,500万円ですって。これはすごいよね。何年、5年分、5年分で4,500万円。大体1年で1,000万円ぐらいかかってくるんだよ。1,000万円の消費税っていうとすごいよね。1,000万円の消費税っていうと、約1億円以上の売上げがないとかかんないよ。これどういうことになってるんでしょうか。ここは謎ですね、大いなる謎。

公民館の活動自体が、営利目的の活動なのかということですね。これいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

穂苺生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 穂苺 真君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（穂苺 真君）

お答えいたします。

おっしゃるとおり、公民館の活動というのは、営利を目的とするものではございません。

市としましては、直接的ではないんですが、理事者を含め、その辺については、何度か申入れといいますか協議をさせていただいたんでありますが、そこについては、要は、税務署の言葉に言わせると、消費税というのは、その公共性ということに考慮しないというお言葉を頂きました。というのは、その内容が公共性であっても、実態が役務の提供に当たると判断すれば、消費税の対象になると。それが通常の法人税等であれば、差し引いた上でということ、収入支出を差し引いた上でということもあるんですが、消費税については、そのところに委託をされたというところで、消費税がかかるという形だということで、税務署の見解はなっております。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩します。

〈午後2時13分 休憩〉

〈午後2時13分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

穂苺生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 穂苺 真君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（穂苺 真君）

ちょっと言葉が足りなくて、申し訳ありません。

過去については、市が直営でやっていたときにつきましては、公共性があるということになるかと思います。ですので、その段階では、かからなかったということですが、委託をして、連合会にお金が渡るということになると、そこはもう公共性というよりも、そこが、実際の法人格ではないんですけども、みなされる団体ということになりますので、そこは納税をする必要がある団体だとみなされるということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

そこが納得できない。これはじゃあ連合会というのは、指定管理者みたいになるということなんですか。こうなってくると、市直営以外のものには、消費税がかかるってことだよな、すべからく。ほかのところの影響はないんですか。何で公民館ばかり狙い撃ちにされてる。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

穂苺生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 穂苺 真君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（穂苺 真君）

これも税務署のほうから頂いたものによりますと、まず、消費税かかるのには、4つの要件が要るんだそうです。

その4つを読み上げさせていただきますが、まず、消費税を納めるべき事業者である、法人であることということで、今回の連合会については、法人格を有しない団体ではあるんですけども、代表者等がいるということで、これは人格のない社団等という扱いになりまして、まず、その消費税を納めるべき団体に当たるということが1つ目です。

それから2点目につきましては、連合会が糸魚川市から受け取る業務委託料は、役務の対価と認められ、消費税における資産の譲渡等に当たるということが、2点目でございます。

それと3点目については、役務の提供は、非課税取引には該当しないということから、これについても課税資産の譲渡に当たるということになります。

4点目につきましては、実際の取引が1,000万円を超えているということで、消費税がかかるということで、説明を受けております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

補足してお答えします。

公民館の合併する前のところには、職員というのは、市の職員の扱い。なので、糸魚川市は、給料という形で、もう市と直接の雇用契約ですね。公民館の主事さんというのは、糸魚川市と公民館

の職員は、もう市の職員で雇用契約なので、ここは消費税の対象にはならないんですけども、ここはやっぱり公共性があるとかないとかってところの判断ではなくて、今度は、その職員の身分が連合会という形の身分になりました。糸魚川市は、その連合会に対して同じ給料的なところを払うんですけども、請負という契約に変わっていくんですね。税務署のほうでは、税務のほうでは請負という形の契約体系を取ると、まずは消費税の対象になるということになります。市のほうでも、いろいろ民間の事業者さんとの取引については、請負という形については、消費税というものは含んだ形で取引をさせていただきますので、あくまでも一般的なことで見ると、公共的だから非課税で要らないんじゃないかというふうに見えるんですが、あくまでも糸魚川市と請負という関係になりますと、もうそこは一線を引かれてしまう。

そういう違いがあって、今回、消費税の申告が、義務があるんだよということでお示しを、皆さんにお願いをしているというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

この場合、何が役務というふうに判断されたんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺総務部長。〔総務部長 渡辺孝志君登壇〕

○総務部長（渡辺孝志君）

一番最初の制度をつくったときには、人件費の部分というのは請負の形を取るんですが、やっぱり労務管理のマネジメントというのを全体的にやったほうが効率がいいという形で、多分、連合会という組織をつくったんだと、つくってきたんです。それが、私たちもそういう感覚でやってたんですけども、実際は、その連合会の職員が、各地区の21の公民館の館長さんだったり主事さんだったり、実際の事業を展開しますよね。そういった役務をやっているから、給料と対価でもらっているんじゃないか。そういう判断で、役務の提供という形で取引の、課税の対象になるという判断であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それをよしとするならばだよ、消費税って、誰が払うんですか。市役所のほうは、連合会にもう金を渡してるんでしょ。要するにお金を頂いた収益っていうのは、連合会なんですよ。だったら、この連合会が消費税を払うべきですよ。何で糸魚川が、市が払うことになってるの。それが全体におかしいじゃないですか。うん、いいですよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

穂苅生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 穂苅 真君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（穂苅 真君）

お答えをいたします。

おっしゃるとおり、連合会にその部分をとということというのはよく分かりますが、この連合会自体が、市のほうからの人件費分を委託として出しておるんですが、その部分の支払いのみで、余った場合については引き上げる。要は収益がないという状態ですので、今の段階では、それを払う元がないといえますか、全てそこの部分に入っているものは、市の委託料として出ていってるものですから、今の段階では、これを払うお金がないということで、今回補正をお願いし、お支払いをさせていただきたいものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

あのね、そうすると、実際にお金をもらった人から消費税を取るしかない。でも、それが人件費だった場合、皆さんさ、人件費に消費税がかかってないでしょう。だけど所得税みたいなのはかかってるんだよ。消費税ってのは、あくまでも消費をしたことに対して10%の税金がかかる。何かを消費しなきゃ駄目だ。これおかしいんじゃないですか。

連合会っていうのは、連合会設立する前に税務署に相談してますよね。このとき税務署は、税金がかかりますよって言うてるんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

穂苅生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 穂苅 真君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（穂苅 真君）

お答えします。

当時の記録ということになるかと思うんですけども、これにつきましては、ちょっと古いこともあります。それから担当者も代わっておるということもありまして、書類的なものは残っておりません。それは市のほうも、税務署のほうも同じ状態でした。

それで、担当者等に話を聞いたところによりますと、その段階では、そのような話をしたということになっておるんですけども、やはりその段階で税務署と、その段階といえますか、その後になるかもしれませんが、それぞれ見解が変わってしまう、変わったといえますか違っていたということで、今回それが発覚をし、発覚といえますか判明し、今回のようなことになったということになっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

説明を聞けば聞くほど納得できませんね。

手順を踏んでですよ、ちゃんとやって、この様々な経費を考えて、各公民館に単独でやるよりも連合会で管理してもらったほうがいいじゃないか。これはいわゆる、営業目的の営利団体ではない

からよろしいでしょうかって、税金はかかりませんかというふうにちゃんと税務署に相談したんです。そのときは設立してるんだから、税務署のほうは、きっと大丈夫ですよって言うんですね。税金はかかりません。だったら効率を上げるために、連合会のほうに人件費をお渡しすることにしましょうという話が当時あったはずだよ。

大体ね、5年前でしょう。何で書類がないんですか。あのね、会計監査からも業務上の書類はしっかり保管しておくようにって言われてるじゃないですか。ましてやデジタル化を推進してるでしょう。紙ベースなら紛失というのもあるでしょうが、デジタルの中に入れておけば、ファイルの中に入ってるんじゃないですか。それを調べさせてくれて前の総務文教常任委員会のときにやったんだよね。

反対してね、税金を踏み倒せとは言いませんよ。これ必要なものは通すしかないとは確かに思ってるが、納得して払っていかないと、税金というものはね。これ糸魚川市全体の行動にも波及するし、このさ、公民館の連合会というものを解散したらどうなるの。今までどおり、前のときみたいに、直接公民館に対して人件費を払い、いわゆる臨時職員、昔でいう臨時職員かな、にして公民館事業を推進すれば、そこに税金かかれないということ。

あのね、年1,000万かかるんですよ。それは真剣に考えなくちゃいけないんじゃないですか。どうなるんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

磯野教育次長。〔教育次長 磯野 豊君登壇〕

○教育次長（磯野 豊君）

議員おっしゃるとおり、この資料にも記載のとおり、やっぱり税金逃れではないですけど、節税っていいですかね、そういったところを考えていかないといけないと思います。

今、令和4年度については、委託料で支払ってきたということですので、やはりそこは、このほかに消費税を支払わなければいけないというふうに思っています。それは令和5年度の予算で対応させていただきたいと。これ以降の令和5年度の運営体制といいますかも含めて、少しちょっと議員おっしゃった直営、最終的には直営になるんですが、今、連合会というところで今1つ団体を設立したことによって運営が10年間なされてきていますので、そういった経過もありますので、何とか税金がかからないようにといえますかね、消費税がかからないような運営体制を少し考えていかなきゃいけないと、早急に考えていかなきゃいけないというふうに思っています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

この公民館の連合会が、いわゆるみなし法人だと。ここに消費税がかかって、払えませんが糸魚川市が払うというのは、実はおかしいんです。私たちは、事業委託をして、やれるようにということで人件費や必要経費を払ってる。向こうはそれをもらって、分配をして、活動をやってる。もらったほうというか、実際に消費者側が消費税を払う。これが仕組みなんですよ。これ何で糸魚川市が払うんだ。さっきも言ったようにお金がないって言うから、糸魚川市が支払うの。糸魚川市

が払う決定的な意味って何なんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

当初から消費税がかかるということになっておれば、消費税をプラスしてお支払いをしてきた部分がございますが、かからないということで、消費税はつけて出してない部分になる。そういう形で消費税だけ外付けで、きた部分でございますので、それはやはり市から委託という形の中のことでございます。委託という形になったものですから、その消費税はつけて出すという形で考えたわけでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

公民館活動が、いわゆる営利目的の営業行為と言われてるわけですよ、これは。違わない、消費税ってのはそういうもの、違うって首振られても困るけど。営業行為じゃないんなら、消費税は払わなくていいですよ。これ、令和5年度につきましては、運営体制も含めて、税務署と協議を行うって、これ本当にこの予算には反対しませんけど、もう少し納得した形の中で、やっぱり出させてください、支払うように。

皆さん公務員だから、会社の社長でも何でもなし、自分の懐は痛まないかと思いますが、これで合計で4,500万円、令和5年度以降も年間1,000万円近い、税金ですよ。それは支払われていく。事業効率をよくするためにつくった連合会に税金がかかるなんて、今まで分からなかったわけですから、これ当然考えていかなきゃ駄目でしょ。だったら、この連合会を解散して、昔の形にして、手間はかかるだろうけど、個々に人件費を振り込んであげて、雇用契約をそれぞれの公民館と結べば、この年1,000万円の税金はかからないってことだよ。だけど、前もかからないって言うから連合会にしたのに、今になってかかるって言われたって困るじゃないですか。

これはやっぱりもう少し税務署と話して、それは説明不足じゃないですか。当時を証明できる書類がないってのはおかしいけど、税務署の意見を聞かないで連合会をつくったとはやっぱり思えないですね。何らかの形の中で、急に税金をよこせて、普通の家庭じゃ払えませんよ。支払うにしても、また令和5年度の営業をどうするかにしても、公民館体制も含めて、よく協議をしていただきたいと思います。

これは、また宿題にしておきますんで、うまく配慮して動いていただきたいと思います。

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにごいませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

伺います。

現在の形にした一つの理由は、職員の身分の安定といいますかね、各公民館ごとに採用したりすると、その公民館ごとに、何ていうんですかね、身分が安定しないというか、そういうこともあったんでないかなと思うんですよね。その身分の安定ということを考えれば、税務署のほうが、消費税に適用してるかどうかというのとは別にして、1,000万円を超えているという、それで課税するんだということであれば、その是非は別にして、前の3地区公民館を、3地区というか、青海、糸魚川、能生のそれぞれ、こういうブロックを一つにして連合会のような形にして、でしてるわけですよね、現在ね。それで職員の身分の安定を図っている、そういう形にしたという。それで1,000万円を超えているということであれば、じゃあそれぞれ3つが基になってるんだから、その3つに対して市が支払うという形にしてあれば、課税されなかったということなんでしょうかね、1,000万円を超えなければ課税されないということであれば。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

穂苺生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 穂苺 真君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（穂苺 真君）

お答えします。

まず、1,000万円を超えなければ課税といいますか、免税となるということは確かでございますが、この制度自体、21の地区公民館ございます、それぞれ能生、青海、糸魚川で。これを平成の21年ぐらいから、公民館の各関係者の皆さん、それから地元の皆さん、議会の皆さんも含めていろいろ協議をさせていただいて、このような形を取ってきたものであります。3つの地区に分かれてということではなくて、やはり公民館は、地区に密着した活動だということがございますので、やはり本来であれば21の地区に管理運営委員会というのがございますので、そちらのほうで職員の人事管理もということをお願いしたかったというのが経過でございますが、なかなか21の地区公民館では、その人事管理が難しいということで、1か所に集めて連合会という形でやってきたという経緯がございます。

ですので、おっしゃったように、今後検討してまいります、いろいろな税がかかる、かからないとかということだけでなく、人事管理の面からもいろいろな形が考えられると思いますので、なるべく早く、税のことも含め、体制のことも含め、新しい形といいますか、よりよい形に直していきたいというふうには考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

これを是とするかどうかは別にして、とにかく職員の皆さんの身分の安定というのをベースに置いてもらって、あと税務署との間では、なるべく払わんで済むものは払わないような、かつ公民館っていうね、形はしっかりと持たせて、どういう形がいいのか、直接、また元に戻すというのもち

よっとね、身分の安定という点では、検討したほうがいいんでないかなと思うんですよね。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

磯野教育次長。〔教育次長 磯野 豊君登壇〕

○教育次長（磯野 豊君）

先ほど課長が答弁したとおり、やはりその設立前から、地域あるいは議会の皆さんと検討に検討を重ねて連合会が設立されて、それが約10年以上続けられてきたという経過もございます。私、経過、地域との懇談の経過を見ましたが、度重なる懇談をやっていますごく、地域差もありまして、そこを一つにするというのは非常に難しかったんじゃないかなって思うもしています。

そういった経過もありますので、議員おっしゃることは理解しているつもりですが、税金の、税というところも今こうやって判明しまして、再度そういったところを含めて、職員の負担もやはり考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思いますので、また早急に検討させていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。

○4番（新保峰孝君）

大分この公民館問題のときには議論をさせてもらったんですが、まあそれはそれとして、今の形態でできてるわけですから、その中で合理的な方法をぜひ検討して、方向を定めてもらいと思います。

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第51号、令和4年度糸魚川市一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第13．閉会中の継続調査について



○議長（松尾徹郎君）

日程第13、閉会中の継続調査についてを。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

市長のね、閉会のご挨拶の前は、非常に悪いんですけど、先ほど言った監査委員のさ、賛成討論、この処遇についてどうするんですか。

いいですか。これさ、黙認すると、全部前例になるんじゃないですか。前の監査委員も賛成討論やったときに、監査委員たるものは、監査たるものは賛成討論やっちゃいけませんよって、口頭で言ったんですよ。だけど全然聞いてないでしょう。2回目またやった。しかも今度は一般会計の、全体ですよ。それ許していいんですか。これはもうはっきりさせないと前例になりますよ。いいならいい、駄目なら駄目。駄目ってことなら、さっきの討論、全部削除してください。

何ちゅうか、それぞれを負った役職ってあるんで、監査委員にそこまで求めないっていうんなら求めなくても結構ですよ。けど、今までは、監査委員たるものは中立・公正で議論すべきだし、議論、大体、監査委員で討論というのはちょっとねと思うし。今年からは、去年、昨年から特に厳しくなって、決算時にはその監査委員は同席しない。審議委員のメンバーには入らないとまで決めてるんですよ。これはちょっと、それは最終日はお疲れなのは分かるし、皆さん早く終わりにしたいってのも分かりますけど、議会運営委員会の委員長とすれば、これを1つの前例にされて、もう2回もやられた日には、もう黙ってらんないでしょう。これをはっきりさせなきゃ駄目だ。今までは言えば分かると思ってたし、そういう役目なんだよということも話したこともありますけど、それにも全く聞く耳持たないで、またやってるでしょう。

これは議長、はっきりすべきだと思いますよ。これ緊急に議会運営委員会でも何でも開いて、この処遇を決めないと、何回も言ってますけど、議会が起こったことは、そのときの議会中に解決しなければ、持ち越しになりますよ。どうしますか、議長。

○議長（松尾徹郎君）

先ほど、即答を避けますということでお話ししました。今、指摘されている部分については、十分考えなければならないというふうに思います。これは、もう既に3月定例会も今日、本日で終わりになります。後期の議会体制の前に、これはもうはっきり議会運営委員会で大いに、また委員のほうからも、また意見を聞かせていただいて、結論を出したいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

さっきも言ったように、本議会における日程的に、今日が最終日なんですよ。さっきの答弁の中には、監査委員が討論やるのにふさわしくないと決めた場合には、さっきの討論を削除しなくちゃ

いけない、発言自体をね。発言削除できるのは、そのときの議会だけなんですよ。議会が閉会にして終わってしまえば、その次の議会で削除しろって無理です。

したがって、議会運営委員会を開くんなら、今休憩を取って、臨時議会運営委員会を開催いたします。議会運営委員会のメンバーは会議室へ集まってくださいとやるしかないですね。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午後 2 時 4 1 分 休憩〉

〈午後 2 時 4 4 分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

予算審査特別委員会の委員の一人でもありますので、今回の賛成討論については認めてもよいのではないかと。

ただし、これは決算ということになりますと、監査の立場で賛成討論、反対討論、これはやはりまずいなというふうに私自身は考えます。

そういうことですので、今回この令和 5 年度の予算審査ということの中での賛成討論ですので、ご本人が委員の一人でない、決算と同じで委員外議員となっていた場合には、これは監査という立場でまずいというふうに私は考えます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

あのね、監査の役目って知ってます。その年の新年度予算が正しく使われたかどうか、会計上、不正がなかったかどうか、適正かどうか調べるのが監査の仕事ですよ。その監査委員が、最初の当初予算に賛成してしまったら、公平性もバランスもないじゃないですか。

大体、局長と 2 人で決めるんじゃないかってよ。こっちは議会運営委員会を開いてくださいって言ってるんでしょう。ほんで、誰の解釈なんですか。松木局長の解釈なんですか、これは。

○議長（松尾徹郎君）

いや違います。冷静になってください。

○17番（古畑浩一君）

冷静もくそも、冷静に話してたけど、だんだん頭に來ましたよね。

おかしいんじゃないですか。本当にそれでいいんですか。

○議長（松尾徹郎君）

ですから、これについては、先ほど申し上げました、即答は避けますと。

しかし、これについては十分、議会運営委員会で協議をするべく、この定例会終わった後、次の

後期に入る前までに、きちっとした形で結論を出せばいいというふうに私は考えます。

○17番（古畑浩一君）

あのさ、議会はすべからくですよ、前例主義っていうものが重んじられてきたんです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

文章や議会規則や心得の中に書いてなくても、前例の中にそれがあった場合には、前例に従うという格好になっている。前例によってそれを認めれば、その次も認めなくちゃいけないんです。どっか慣習を変えるにはですよ、議会規則なり、先例申合せなりで、そこを変えなきゃ駄目だよ、監査委員たるものは、中立・公平性を保つために、賛成討論等はなじまないものとするとなきゃ駄目なんです。

分かんないか、いいや、止め、分かりました。何度言っても、いいですか、これは全部議会の、だから議会も、なあなあ、まあまあにしては駄目だって言ってるんですよ。

○議長（松尾徹郎君）

なあなあにしております。

もし、その指摘をされるのであるならば、議会運営委員会でこの件について、以前にもお話をされてるんなら、議会運営委員会できちっと結論を出して、議会運営委員長長の報告として、していただければ、すっきりしたんじゃないかなというふうに私思います。

これについて、先ほども申し上げました。議会運営委員会で十分に協議をしていただいて、本日のところは、今、古畑議員のご指摘がございましたけれども、議員のご意見として取り扱うべきだというふうに私。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

そこにはさ、不適切とした場合には、賛成討論そのものを削除してくださいという、削除の動議が入ってますよね。あしたじゃ遅いんだと、今決めないと。決めてください、今決めてください、議会運営委員会を開くかどうか。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午後2時48分 休憩〉

〈午後2時49分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

ただいまの宮島議員は、監査委員でありながら賛成討論をやりました。この是非につきまして、議会運営委員会の開催を求めます。

動議が、賛成1人が成立でございますので、直ちに議会運営委員会を開いてください。

○議長（松尾徹郎君）

ただいま古畑議員より動議があり、直ちに議会運営委員会を開くようにという提案がございました。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

それでは、ここで暫時休憩をし、議会運営委員会をすぐ開催したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。第2委員会室で行います。

暫時休憩いたします。

〈午後2時49分 休憩〉

〈午後3時19分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議会運営委員会が開かれておりますので、その協議の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

ただいま宮島議会選出監査委員の賛成討論をめぐって、その在り方につきまして、いいのか悪いのかという動議がありまして、その後、議会運営委員会開催の動議が成立をいたしました。それに伴い、ただいま議会運営委員会を開催し、その是非につきまして検討をいたしました。短い時間ではありましたが、賛成討論をしてはいけないという、書いたもの、また明文化されておらず、この件につきましては、賛成討論自体は認めることといたします。

ただし、賛成討論、監査委員の役目として、公正・中立が求められる中で、賛成討論が、果たしてなじむのか、なじまないのかにつきましては、結論は出ておりません。今後の議会運営委員会の

中で、監査委員の発言の在り方、討論の在り方につきましては、検討することとしております。  
したがいまして、賛成討論は、認めるものと決しております。  
以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、了承することに決しました。

日程第13．閉会中の継続調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第13、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

令和5年第1回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして、ご報告申し上げます。

去る2月20日から本日までの長期間にわたり、令和5年度当初予算をはじめ、多数の重要案件

につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に、5点についてご報告申し上げます。

最初に、人口減少・少子化対策プロジェクトチームの設置について、ご報告申し上げます。

お手元に配付いたしました資料をご覧ください。

当市の最重要課題であります人口減少・少子化に対応するため、プロジェクトチームを設置いたします。プロジェクトは、人口減少対策推進本部と人口減少・少子化対策プロジェクトチームで構成し、各課で取り組んでいる施策を市内一丸となって推進するものであります。プロジェクト設置に当たり、企画定住課の人口減対策係と企画係を統合した企画政策係が各課との調整を行い、プロジェクトを推進してまいります。

2点目に、新型コロナウイルスワクチン接種について、ご報告申し上げます。

令和5年度につきましては、5月以降、重症化リスクが高い高齢者等を対象に接種を開始し、さらに9月以降には、接種可能な全ての方を対象に接種を計画いたしております。

今後も新型コロナウイルス感染症の蔓延状況やワクチンの有効性など、丁寧に情報提供を行い、市民が自ら判断して接種できるよう、引き続き周知啓発に努めてまいります。

3点目に、第23回テレワーク推進賞優秀賞の受賞について、ご報告申し上げます。

テレワークの導入や普及を推進する一般社団法人日本テレワーク協会により、新潟県内の自治体では初となるテレワーク推進賞の優秀賞を受賞いたしました。富士通グループとのワーケーションパートナーシップ協定締結や親子ワーケーション体験入学の取組が、地域活性化を促進する好事例として評価いただいたものであります。

今後も、テレワークによる柔軟な働き方や暮らし方を推進し、関係人口の創出から移住・定住につなげてまいります。

4点目に、県庁のヒスイ展示について、ご報告申し上げます。

ヒスイの県石指定に伴いまして、3月22日から県庁の正面玄関にヒスイを展示することとなり、同日、除幕式が行われる予定であります。県庁を訪れる皆様にヒスイを鑑賞いただき、ヒスイの希少性や文化的な価値を発信し、当市への誘客につながることを期待いたしております。

最後に、条例及び予算の専決処分について、ご報告申し上げます。

地方税法の改正に伴う市税条例、都市計画法条例及び国民健康保険税条例の一部を改正など、法令の改正に伴う関係条例の一部改正について、3月31日に専決処分を行う予定であります。

また現在、国が検討いたしております低所得の世帯や子育て世帯に対する特別給付金及び令和4年度予算の歳入歳出整理補正について、専決処分を行う予定であります。

以上、5点について、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ、市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和5年6月市議会定例会の招集日を6月12日、月曜日とさせていただきます予定でありますことをご報告申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

〈午後 3 時 2 8 分閉会〉

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員